

# 高知市人権施策推進基本計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

令和7年12月

(パブリック・コメント用)

## 【お問い合わせ・ご意見の提出先】

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号  
高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課  
電話 088-823-9449 FAX 088-823-9351  
E-mail kc-101800@city.kochi.lg.jp

ご意見の提出メ切は令和8年1月26日(月)(必着)

# 目次

## 第1章 基本計画の見直しにあたって

1 人権に係る取組の状況	1
2 基本計画見直しの趣旨	4
3 基本計画の性格	4
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	5

## 第2章 人権尊重のまちづくり

1 基本理念	6
2 協働による人権尊重のまちづくり	6
3 人権を尊重する市政運営	7

## 第3章 人権施策の基本的な方向

1 人権教育及び人権啓発	8
2 人権問題に関する情報の収集及び提供	12
3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備	13
4 推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項）	14

## 第4章 人権課題ごとの取組方針

### 【各人権課題】

1 部落差別（同和問題）	15
2 女性	20
3 子ども	24
4 高齢者	29
5 障がいのある人	32
6 外国人・外国にルーツのある人	36
7 感染症患者等	39
8 性的指向・性自認	43
9 職場（事業所）における人権	48
10 犯罪被害者等	52
11 さまざまな人権課題	55

### 【横断的な人権課題】

12 インターネットによる人権侵害	57
13 災害と人権	61

## 第5章 基本計画の推進体制

1 推進体制等の整備	64
2 人権施策の点検と見直し	64

## 具体的取組（別冊）

### 〈参考資料〉

◆人権関係年表	65
◆世界人権宣言	72
◆日本国憲法（抄）	76
◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	77
◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）	78
◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	83
◆部落差別の解消の推進に関する法律	85
◆高知市人権尊重のまちづくり条例	87
◆男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	90
◆高知市手話言語条例	95
◆高知市個人情報保護法施行条例（抄）	97
◆高知市人権教育基本方針	99
◆高知市にじいろのまち宣言	100

# 第1章 基本計画の見直しにあたって

## 1 人権に係る取組の状況

### (1) 国際的な取組

1948（昭和23）年12月10日、国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。

また、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの「人権教育のための国連10年」では、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。この取組はその後、「人権教育のための世界計画」（2005（平成17）年）に引き継がれています。

さらに、2011（平成23）年には、企業活動において人権を尊重する責任を明確化した「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択され、国家の義務や企業の責任が示されました。

そして、2015（平成27）年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界等をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

しかしながら、2025（令和7）年時点のSDGs達成における進捗状況は、169ある全ターゲットのうち、「順調に進んでいる」または「ある程度前進している」ものは35%にすぎない一方、半数近くは進捗があまりにも遅く、18%は後退しており、国連では、残すところ5年余りとなった2030年までに、SDGsの達成に向けた行動を起こすよう強く呼びかけています。

### (2) 国内の取組

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人権課題の解決が図られてきました。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が国の責務であり国民的課題であるとする、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」を施行し、差別解消に向けた施策を実施しました。「同和对策事業特別措置法」は2001（平成13）年度末で失効し、一般対策へと引き継がれましたが、依然として差別意識の解消に向けた課題は残されています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権という普遍的文化を築くために、1995（平成7）年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に国内行動計画を策定後、「人権擁護施策推進法」（1997（平成9）年）の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年に策定され、さらに、その後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、2025（令和7）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されています。

このほか、人権に関する法律としては、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じていることを背景に、2016（平成28）年には、差別解消三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」）が相次いで施行されました。

また、2019（平成31）年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」、同年6月には、「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」、近年では2022（令和4）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や「こども基本法」、2023（令和5）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されるなど、国民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

こうしたことに加えて、2020（令和2）年12月には、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されています。これは、企業活動における人権尊重の重要性が高まる中、企業が自らの事業活動に伴う人権リスクを適切に把握・評価し、防止・軽減することを促し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的としたものであり、今後、国が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されています。また、行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図り、日本企業の企業価値と国際競争力の向上とともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されています。

2025（令和7）年現在においては、日本のSDGs達成度は167か国中19位であり、17の目標のうち、「飢餓をゼロに」や、「ジェンダー平等の実現」等、計6つが深刻な課題であるとの評価となっています。これを受け、同年6月に発表された「自発的国家レビュー（VNR）」では、「引き続き、強い決意をもって、2030年までのSDGs達成に向けた取組を強化し、加速するとともに、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していく」とされています。

### (3)高知県の取組

高知県においては、1995（平成7）年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998（平成10）年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」を策定しています。

2000（平成12）年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。

2014（平成26）年3月の第1次改定において、「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、2019（平成31）年3月に第2次改定を、2024（令和6）年3月に第3次改定を行い、推進方針に基づく効果的な施策の推進に努めています。

### (4)本市の取組

本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決をめざした取組を推進してきました。

同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。

「同和対策事業特別措置法」の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、2005（平成17）年8月に「高知市人権教育・啓発推進基本計画」を策定した後、2006（平成18）年3月には、基本計画を実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」（その後「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更）を策定しました。

2019（令和元）年4月には、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解消三法」の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を制定、同年7月に施行しました。

この条例の理念を実現する取組を具現化するため、2021（令和3）年3月に「高知市人権施策推進基本計画」を策定し、取組を進めています。また、地域における市民主体の取組として、市民一人ひとりが人権問題を身近に、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内全域の各地区において「人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活動が展開されています。

引き続き本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「地域共生社会」の実現をめざしていきます。

## 2 基本計画見直しの趣旨

本計画は、社会情勢の変化に伴う人権を取り巻く状況の変化を見据えながら、「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴き、人権に関する市民意識調査の結果等を参考として、必要に応じて見直しを行うこととしています。

本市では、本計画に基づき、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、各部局が連携し包括的に取り組んでいます。先の計画策定から5年が経過する中、生活を豊かにする情報化が進む一方で、インターネットによる人権侵害の深刻化や、人権課題の複雑化・複合化等の状況の変化が生じており、国や県の人権施策に係る計画も改定がなされています。また本市でも、2024（令和6）年11月に「人権に関する市民の意識調査」を実施しており、こうしたことを踏まえて見直しを行います。

## 3 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有します。

- 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。
- 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策についても示します。
- 計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行うものとしします。
- 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置づけ、協働による施策の推進に資するものとしします。

## 4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現をめざし「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしているものです。

SDGsがめざす姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全ての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGs 17のゴール 出典：国際連合広報センター WEBサイトより

#### 【SDGsの17のゴール名称】

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう             | 11. 住み続けられるまちづくりを     |
| 2. 飢餓をゼロに              | 12. つくる責任 つかう責任       |
| 3. すべての人に健康と福祉を        | 13. 気候変動に具体的な対策を      |
| 4. 質の高い教育をみんなに         | 14. 海の豊かさを守ろう         |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう       | 15. 陸の豊かさも守ろう         |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に       | 16. 平和と公正をすべての人に      |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 8. 働きがいも経済成長も          |                       |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう     |                       |
| 10. 人や国の不平等をなくそう       |                       |

## 第2章 人権尊重のまちづくり

### 1 基本理念

日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。

すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。

本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。

### 2 協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚した上で、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。

#### (1) 行政の責務

行政の責務として、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。

#### (2) 市民の役割

市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。

#### (3) 事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。

### 3 人権を尊重する市政運営

本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的な人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めます。

#### (1)人権尊重の理念に基づく行政運営

行政運営のあらゆる場面において、すべての施策は人権に関わるものであるという認識のもと、職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進するとともに、人権に係る複合的な課題に対しても、関係部局が連携し包括的に取り組めます。

#### (2)連携・協働による人権施策の推進

行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。

また、市民や事業者に対しても、差別を解消するための人権教育及び人権啓発、人権に関する情報の収集や提供を行うとともに、人権課題や差別に関する相談や支援体制の充実に取り組んでいきます。

## 第3章 人権施策の基本的な方向

### 1 人権教育及び人権啓発

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということ意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。

行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要な支援を提供し、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。

#### (1)職員等に向けた取組

市職員や教職員は、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められます。

人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発を推進していきます。

#### 【施策の方向性】

##### ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実

- 職員等が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点をもって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人権研修の充実を図ります。

##### イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実

- 高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員・保育士等の人権意識を高め、資質、指導力及び実践力の向上を図るとともに、効果的な教育手法の研修を進めるための取組につながるよう支援します。

## (2) 学校等における取組

人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。

そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、子ども一人ひとりが、人の痛みのわかる、人を大切にする心もち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。

### 【施策の方向性】

#### ア 人権教育の推進

- 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、子ども一人ひとりの発達段階、特性等に応じた人権教育を推進します。
- 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な人権教育を推進します。
- 家庭・地域における人権教育の重要性について理解を促すための活動や情報提供を行います。

#### イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進

- 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切な支援を行います。

### (3) 家庭・地域における取組

私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で育まれることから、若年時代から人権意識を高めていくことが重要です。

人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。

#### 【施策の方向性】

##### ア 人権教育・啓発活動の推進

- ・ 地域住民の人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を支援します。
- ・ 市内各地区で活動している「人権啓発推進委員会」と協働で、子どもを含む地域住民への啓発活動や人権学習等を推進し、地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。
- ・ 学校・関係機関・関係団体等との連携による人権教育・啓発活動を推進します。
- ・ 地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。

##### イ 地域の拠点施設の活用

- ・ 市民会館、児童館、集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。

#### (4)職場（事業所）における取組

企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。

事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。

##### 【施策の方向性】

###### ア 人権啓発活動の支援

- ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣等の支援を行います。

###### イ 人権講演会等への参加の促進

- ・ 企業等を対象とした人権に関する講演会等を開催し、人権尊重のまちづくりへの積極的な参加を働きかけていきます。

###### ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

- ・ 福祉関係者、医療・保健関係者、マスメディア関係者等、特に人権に関わりの深い職業に従事する特定職業従事者においては、人権尊重のまちづくりへの主体的な参画を促し、より高い人権意識をもって職務に従事できるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。

## 2 人権問題に関する情報の収集及び提供

人権問題について、相談先が把握しやすいように相談窓口の周知を広く行い、相談・支援につながりやすい環境づくりを行うとともに、人権に関する情報等についても、インターネット等を活用し広く周知を行います。

また、関係機関や市民等から収集した人権に関する情報等について、調査・研究を進めるとともに、収集した情報等については適切な管理のもと、職員や市民等に提供し、周知を図ります。

### 【施策の方向性】

#### ア 相談窓口の周知

- ・ 市民が人権に関する相談について、適切な相談窓口を把握しやすいように相談窓口の周知を図ります。

#### イ 人権に関する情報の収集及び提供

- ・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進め、広報紙やインターネット、SNS、その他人権に関わる地域活動拠点等を活用し、広く発信します。
- ・ 人権問題について、関係機関等から収集した情報や事例について、調査・研究を行い、必要に応じて市民等へ提供するとともに関係部署とも共有を図ります。

#### ウ 個人情報の適切な管理等

- ・ 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努めます。

### 3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。

#### 【施策の方向性】

##### ア 相談・支援体制の充実

- ・ 市民が安心して暮らせるよう、適切な人権相談や支援の充実を図ります。

##### イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実

- ・ 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充実を図ります。

##### ウ 問題解決と支援のための連携強化

- ・ 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県との関係機関、民間団体等との連携を強化します。

##### エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ

- ・ 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。

##### オ 人権課題の調査・研究の推進

- ・ 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。

## 4 推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項）

本市と連携して活動を行う関係団体等へ支援を行い、市民が安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざした体制づくりを行います。

また、教育・啓発・相談・支援に関わる地域拠点となる施設について効率的な運営・維持を行うとともに、持続可能な管理を図ります。

### 【施策の方向性】

#### ア 体制づくりと支援活動の推進

- ・ 人権尊重のまちづくりの推進のために必要な体制づくりを行います。
- ・ 人権意識の高揚を図り、住民自らが人権を守るまちづくりを推進していくために、本市と連携して人権に関わる教育・啓発活動に取り組む関係団体等へ支援を行います。

#### イ 人権に関わる活動拠点の環境整備と活用の推進

- ・ 市民会館をはじめ、児童館、集会所、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設について、「高知市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、市民が安全・安心に利用できるよう環境整備を行い、利活用の向上を図っていきます。

#### ウ その他の事項

- ・ その他、市民や事業者等と協働の下、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な取組を行っていきます。

## 第4章 人権課題ごとの取組方針

本計画では、人権課題を属性や対象ごとに「部落差別（同和問題）」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「外国人・外国にルーツのある人」、「感染症患者等」、「性的指向・性自認」、「職場（事業所）における人権」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「災害と人権」、「さまざまな人権課題」の13に分類し、人権課題ごとの取組方針を定めます。

このうち「インターネットによる人権侵害」及び「災害と人権」については、インターネット上での誹謗中傷や避難所での人権侵害等、複数の個別の人権課題への関連が指摘されていることから、横断的な課題であるとの視点を持ちながら、取組を進めるものとします。

### 【各人権課題】

#### 1 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた、わが国固有の重大な人権課題です。

本市においては、「同和对策事業特別措置法」の下、「高知市同和对策推進本部」を設置し、同和問題の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方等を「同和对策関連施策～部落差別解消に向けた取組～」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。

これまでの取組により、部落差別（同和問題）の解消に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別（同和問題）は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。

そうした状況を踏まえ、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。

部落差別（同和問題）は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかねばなりません。

## (1)課題

近年でも、部落差別（同和問題）に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動や、インターネット上で同和地区<sup>※1</sup>を特定し差別的な取扱いを誘発するような書き込み等が発生しています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、同和地区や同和地区出身者ということ意識するかという問いに対し、「意識することはない」という回答が最も多い（55.9%）ものの、「自分自身や親族が結婚するとき」（31.1%）や、「不動産（家・土地など）を購入したり借りたりするとき」（11.2%）等の回答も見られました（図1）。

また、現在でも社会の中に部落差別（同和問題）が存在すると思うかという問いに対し、78.8%が「存在する」と回答しており（図2）、その原因について尋ねた問いでは、昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」という回答が多くありました（図3）。

一方で、部落差別（同和問題）を知っているかという問いでは、30代以下の「知らない」の回答割合が他の年代に比べて高くなっています（図4）。部落差別（同和問題）の歴史等を知らないまま、インターネット上等の誤った情報を鵜呑みにするといったことのないよう、幅広い世代に対して部落差別（同和問題）に関する正しい理解の普及を図っていく必要があります。

## (2) 取組方針

部落差別（同和問題）の解消に向け、部落差別（同和問題）の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識を持てるよう、部落差別（同和問題）に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。

### ア 人権教育及び人権啓発

- 各行政機関、民間団体、市民と連携し、部落差別（同和問題）の解消に向けた人権教育・啓発を推進します。
- 市職員に対し、情報リテラシーやネットリテラシー教育を含めた研修を実施します。
- 部落差別（同和問題）の解消に向けた人権教育を推進します。
- 教職員に対し、部落差別（同和問題）に関する理解を深め、学校教育に活かすための研修を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- 部落差別（同和問題）に関する相談窓口の周知に努めます。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- 関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 法務局や県と連携したインターネットのモニタリングや人権相談等を通じて、部落差別（同和問題）の実態把握に努めます。
- 身元調査等を目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度<sup>※2</sup>」のさらなる周知を図ります。
- 国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設である市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合的相談窓口としての体制充実に努めます。

## 用語解説

### ※1 同和地区

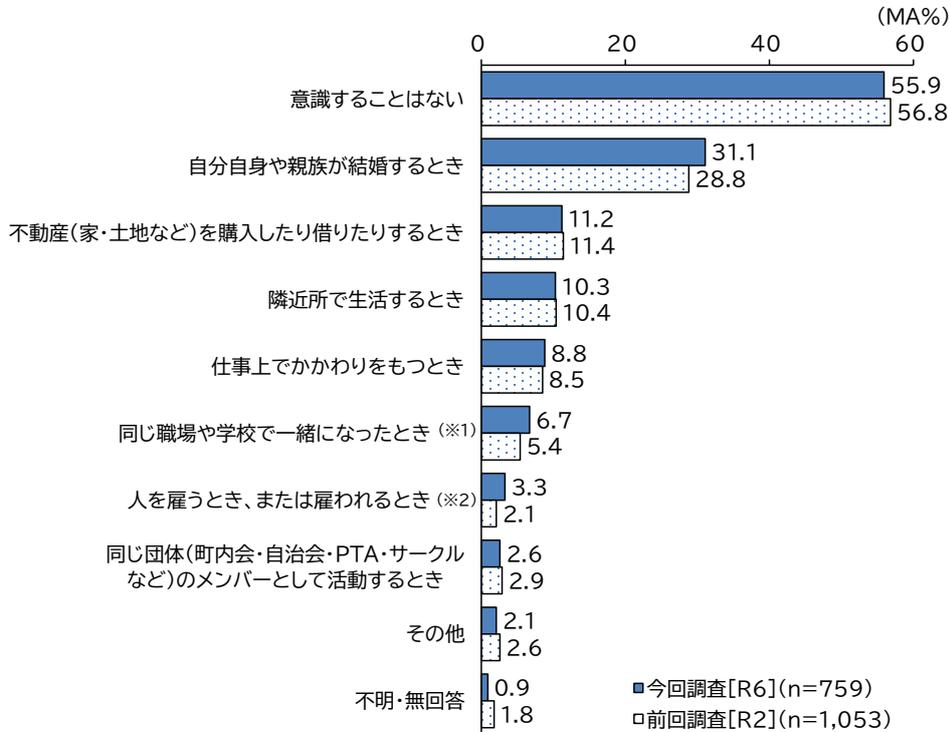
歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されていたことを受け、「同和对策特別措置法」において、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図る必要があると指定されていた地域のこと。

### ※2 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

事前に登録をした人の住民票（本籍入りに限る）や戸籍の附票の写し、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を、第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度。

市民意識調査結果

図1 現在、あなた自身は、同和地区に住む人や同和地区出身者ということ意識することがありますか。(〇はいくつでも)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

「令和6年度人権に関する市民の意識調査」  
 実施機関：高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課  
 調査期間：2024（令和6）年11月8日～28日  
 対象：高知市在住の18歳以上の市民3,000人  
 （住民基本台帳マスターファイルより無作為抽出）  
 有効回収数：895人

図2 あなたは、現在でも社会の中に部落差別（同和問題）は存在すると思いますか。(〇は1つ)

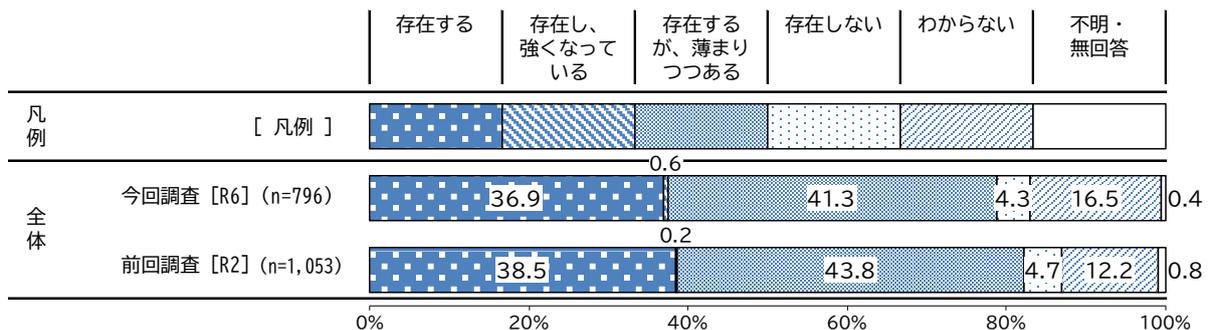
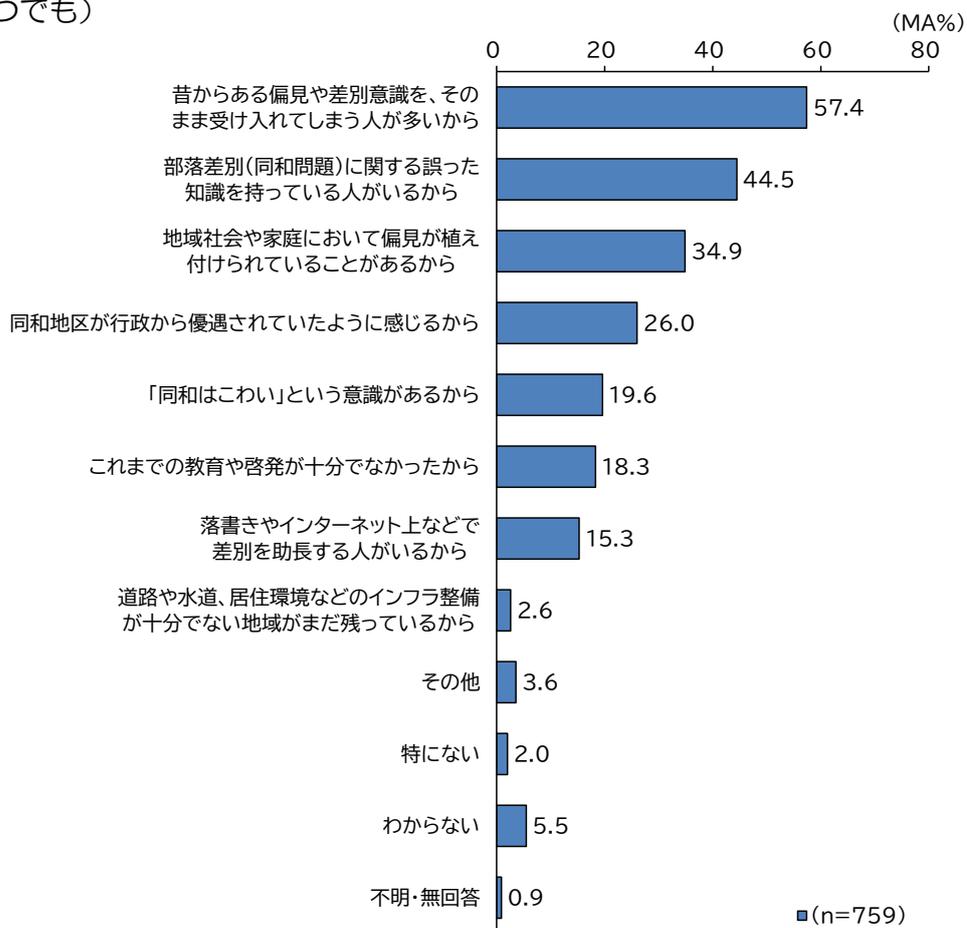
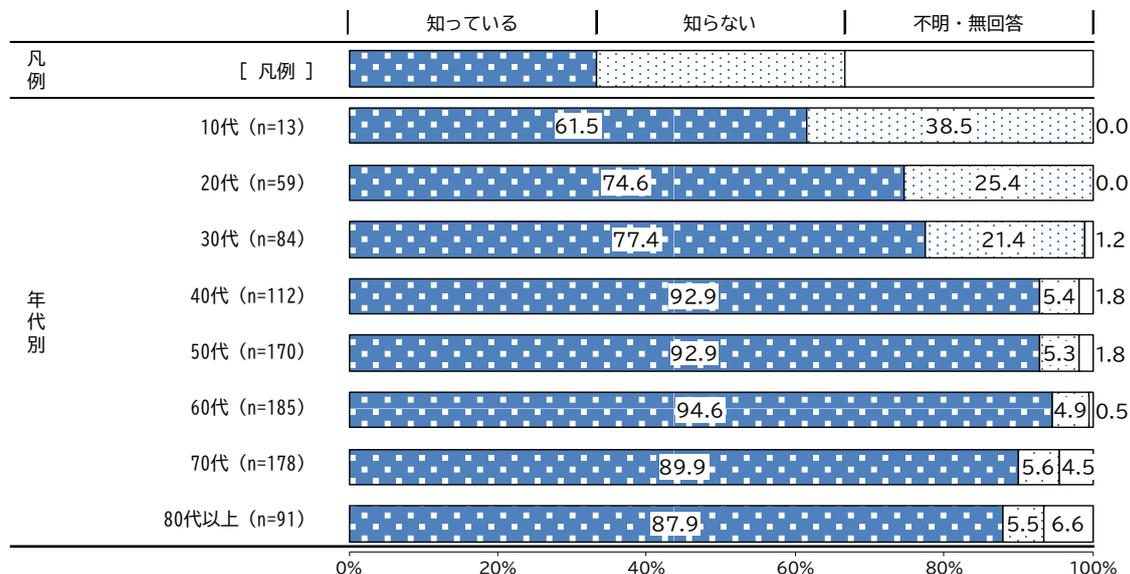


図3 現在でも部落差別（同和問題）が存在している原因はどこにあると思いますか。（〇は  
いくつでも）



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

図4 あなたは、部落差別（同和問題）について、知っていますか。（〇は1つ）



## 2 女性

女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には、性別による固定的役割分担意識や、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に基づく偏見や不平等があります。

ジェンダー平等は、SDGsの達成に欠かせないものとして、すべての目標の根幹に位置付けられており、あらゆる分野の取組において、常にジェンダー平等の視点を確保し、取組に反映していくことが求められます。

わが国では、1985（昭和60）年に、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」を批准した後、1986（昭和61）年に「男女雇用機会均等法」、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、女性の社会進出の促進が図られてきました。さらに、2015（平成27）年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力とを十分に発揮できる社会の実現をめざした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、2018（平成30）年には、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、男女平等社会の実現に取り組んでいます。

また、2024（令和6）年には、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」や、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援の推進を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、支援体制の強化が図られています。

本市においても、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」（2005（平成17）年施行）に基づき、男女共同参画の取組に関する総合的な計画である「高知市男女共同参画推進プラン」を策定し、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

なお、女性の人権の擁護や女性がさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向けた環境整備等の具体的な取組については、こうち男女共同参画センター「ソーレ」を拠点として、県や（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団等の関係機関・団体と連携しながら進めています。

## (1)課題

性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域等、さまざまな場で根強く残っています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす法律や制度、古い考え方に基づく社会通念、慣習・しきたりがあること」の回答割合が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」となっており（図5）、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を打破し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。

働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>※3</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>※4</sup>、パワー・ハラスメント<sup>※5</sup>等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等あらゆる形態による女性への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。

これらの課題を解決するために、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、「孤独・孤立対策」といった視点を含めた支援、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。

## (2) 取組方針

女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。
- ・ DV（デートDVを含む。）や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。
- ・ 女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、労働時間や雇用形態等の見直しに関する啓発を進めます。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 関係機関との連携の下、相談窓口の設置等による積極的な情報の収集及び提供を実施します。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、専門の相談支援員の配置や相談窓口の設置に取り組むなど、相談支援体制を強化していきます。
- ・ 事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。

### エ 政策や方針決定過程におけるジェンダー平等の促進

- ・ 市の管理職や審議会委員における女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

#### 用語解説

##### ※3 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、そのうち、恋人間で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。

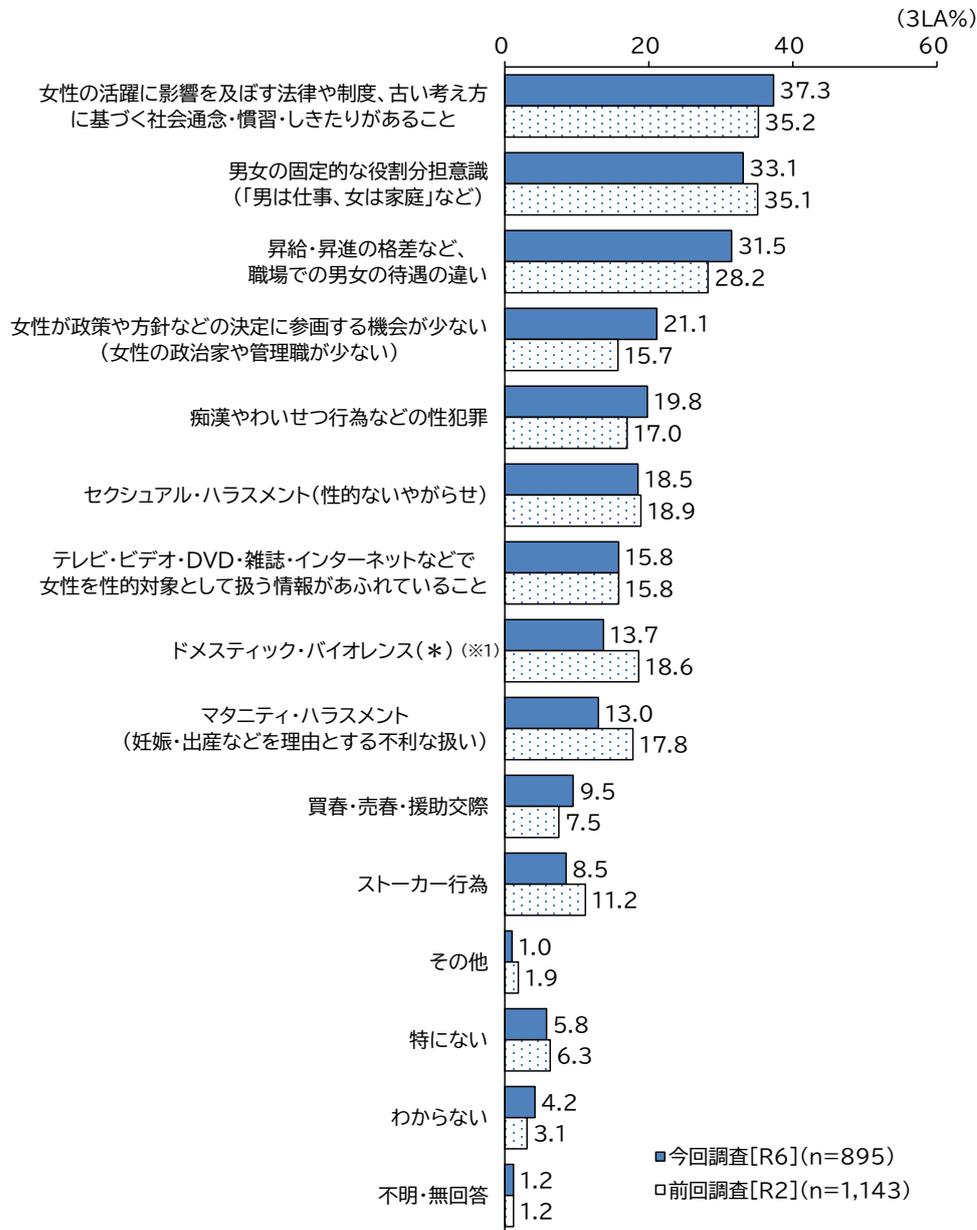
##### ※4 セクシュアル・ハラスメント

相手が望まない性的な言動により、不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

##### ※5 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場等の環境を悪化させる行為のこと。

図5 女性の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。  
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

### 3 子ども

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきこと等が謳われています。

わが国では、2023（令和5）年にこども家庭庁が設置され、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざした「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、高齢化や核家族化、共働き世帯の増加等を背景に、子どもが家族の介護や家事を担う「ヤングケアラー」問題が深刻化していることから、2024（令和6）年には「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

高知県では、2013（平成25）年に「高知県子ども条例」を改正したのち、2025（令和7）年には、国の「こども大綱」を勘案して、これまで取組を進めてきた各計画を包括的に見直した「高知県こども計画」を策定し、すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現をめざしています。

本市でも、子どもの人権に関し、2013（平成25）年に「高知市教育振興基本計画」を策定し、人権教育を積極的に推進しています。また、いじめや児童虐待、ヤングケアラー問題への対応等、子ども施策を総合的に推進していくために、現在、「（仮称）高知市こども計画」の策定を行っています。

## (1)課題

子どもの権利条約が掲げる4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）は、すべての子どもに保障されなければなりません、その権利を侵害する行為は後を絶ちません。

特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題であり、全国的に、子どもの虐待死やいじめを苦にした自殺事案も後を絶たない状況です。

虐待する保護者には、経済不況や少子化・核家族化の影響からの未経験や未熟さ、世代間連鎖等さまざまな背景がみられ、地域社会からの孤立や人的なサポートの希薄さも重要な要因となっています。また、いじめにおいては、子どもがメールやインターネットを利用する機会が急増したことにより、ネット上のいじめという新しい形のいじめが深刻化しています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、子どもの人権で特に問題があると思うことについては、「保護者などから虐待（身体的・心理的・性的）や育児放棄されること」の回答割合が最も高く、次いで「SNSによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、子どもの間での「いじめ」となっています（図6）。また、子どもの人権を守るために必要性が高いと思うものについては、「子どもに対する虐待や育児放棄を防止するための取り組みの強化」の回答割合が最も高く、次いで「学校におけるいじめ問題の防止に対する取り組みの強化」となっています（図7）。

本市としても、経済的不安や孤立等、さまざまな要因から虐待が発生しやすい家庭環境にいる子ども及びその保護者に対する支援の充実や、「高知市いじめ防止基本方針」（2018（平成30）年改定）に基づき、複雑化するいじめの早期発見及びいじめの防止について、対策の強化を図っています。

また、家庭の経済的な困窮、過度な家事、家族の介護等から、学習や進学、生活習慣の定着等の面でも厳しい状況に置かれている子どもがいることや、青少年の非行、性被害、商業的性的搾取等も、解決しなければならない子どもの人権課題です。

## (2) 取組方針

子ども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するため、子どもの権利を尊重し社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図るとともに、必要に応じて、子ども、保護者等を支援します。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 子どもにも大人同様に人権があり一人ひとりが尊重されるべき存在であるという意識の醸成を図ります。
- ・ 子ども自身の自尊心と他者への思いやりの心を育む教育を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

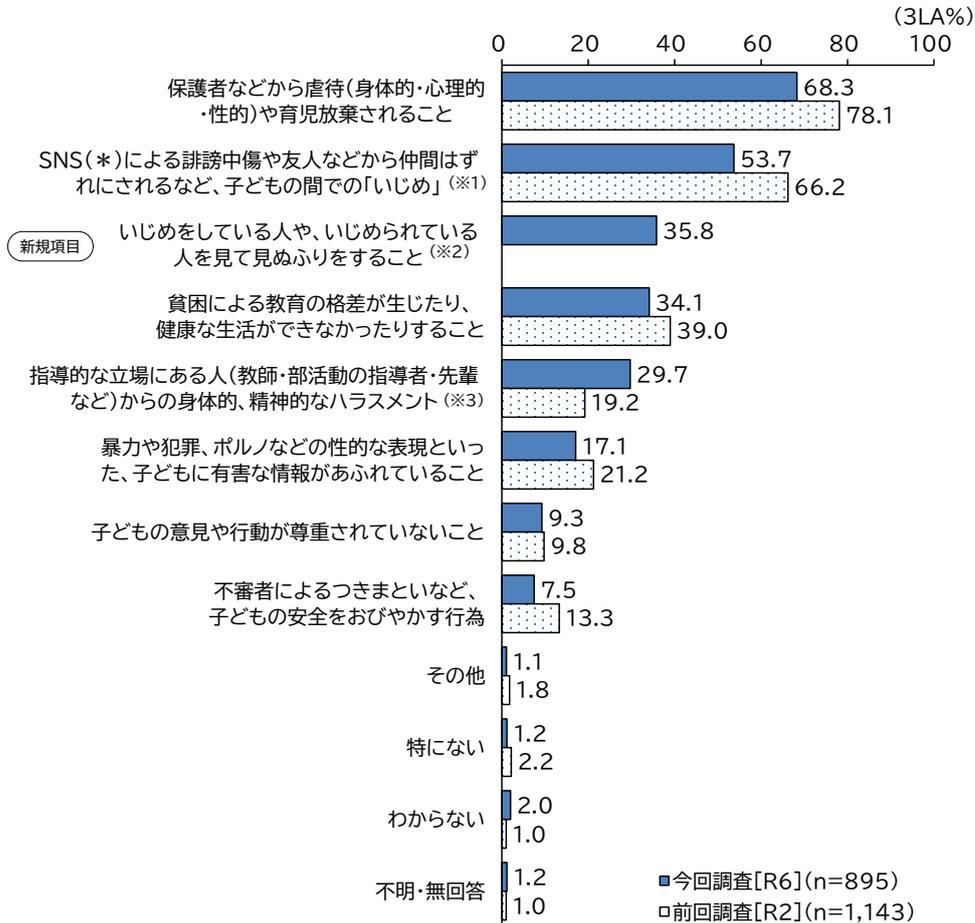
- ・ 子どもの成長及び育児についての相談窓口や交流の場等、子育てに関する情報を提供します。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 学校や関係機関が連携し、子ども一人ひとりの困難に寄り添い支援する体制の整備を図ります。
- ・ 子どもが一人ひとりの健やかな成長と学びを保障するための支援に努めます。
- ・ 「要保護児童対策地域協議会」の下、関係機関・団体等と連携し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- ・ いじめの防止、早期発見及び適切な対応に向け、教育委員会・学校・家庭・地域住民・その他の関係機関との連携の下、総合的な取組を推進します。
- ・ 子どもの見守りや健全育成に関する地域の活動を支援し促進します。
- ・ 家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりの防止に努めます。

市民意識調査結果

図6 子どもの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。  
(〇は3つまで)



\* SNS： YouTube・LINE・Instagram などインターネット上で他者と繋がることができるサービス

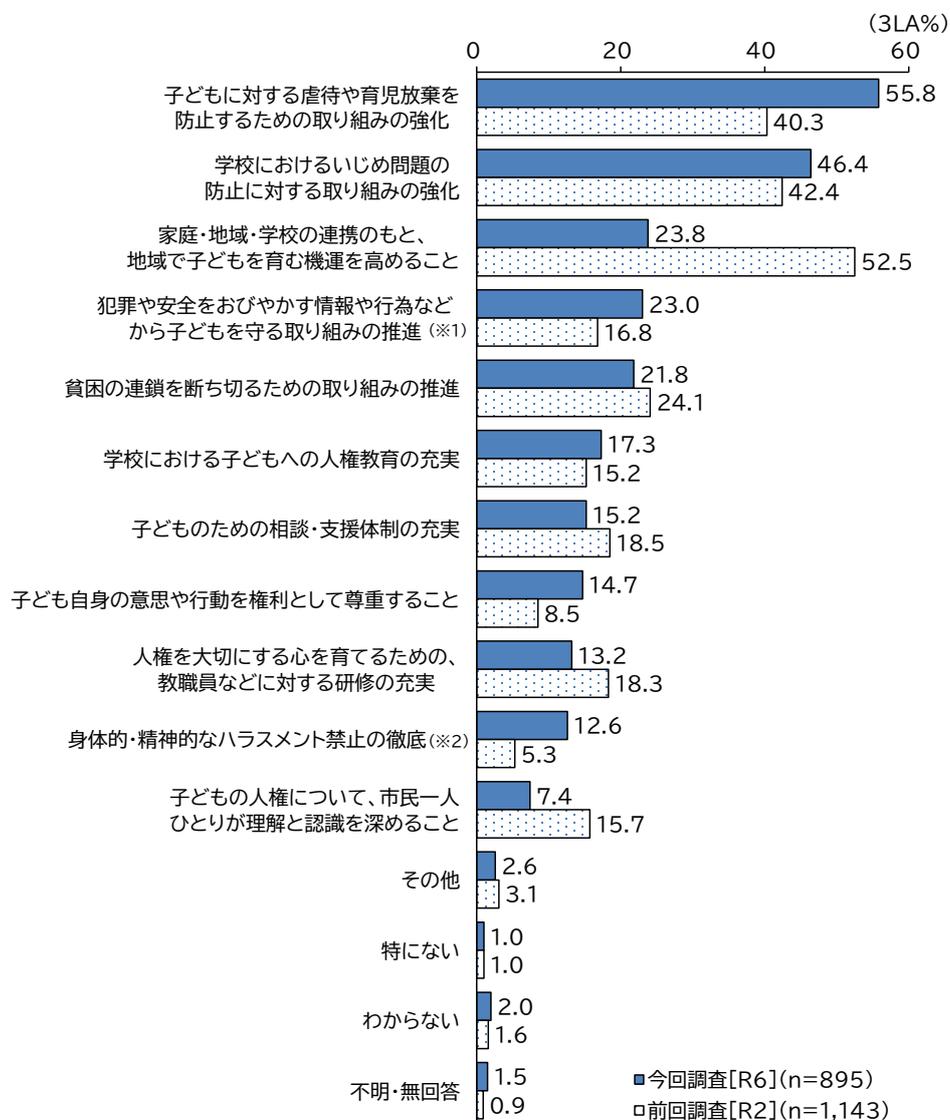
(※1) 前回調査では、「子ども間での『いじめ』」としていた。

(※2) 前回調査では、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」との回答項目は設定していない。

(※3) 前回調査では、「指導的な立場にある人からの体罰」としていた。

(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

図7 子どもの人権を守るために、あなたが現在、必要性が高いと思うものは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(※1) 前回調査では、「犯罪や安全をおびやかす行為などから子どもを守る取り組みの推進」としていた。

(※2) 前回調査では、「体罰禁止の徹底」としていた。

(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

## 4 高齢者

高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会のつながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取組が求められてきました。

「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。そこでは、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしながら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要です。

わが国では、2024（令和6）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

本市においては、全国に先行する形で人口減少・高齢化が進んでおり、2030（令和12）年には、75歳以上の人口が59,000人近くまで増え、認知症高齢者は5人に1人となることが予想されます。こうしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる「自立をめざした支援」の推進に加え、認知症に関する普及啓発や地域での支援体制づくりにもより一層取り組んでいくこととしています。

### (1)課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、生活環境の整備や、世代を問わず互いに支え合う共生社会の構築、高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。

高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会から疎外されたりすることがあってはなりません。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害を受ける」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています（図8）。

虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状況にあると思われます。

高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひとりが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。

## (2) 取組方針

高齢者が生きがいを持ち、認知症や重度の要介護状態等になっても、本人の意思が尊重され、人生の最期まで自分らしく安心して生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。
- ・ 高齢者自身が、支えられる側だけでなく支え手としても活躍し、生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 認知症等に関する正しい知識と支援に関する情報について、広く周知を図ります。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充実させます。
- ・ 高齢者が抱える複合的な問題の解決に向けて、関係機関や地域住民との協働による支援体制整備を推進します。
- ・ 地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。
- ・ 高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。

### エ 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 高齢者の安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー<sup>※6</sup>等の諸施策を推進します。

#### 用語解

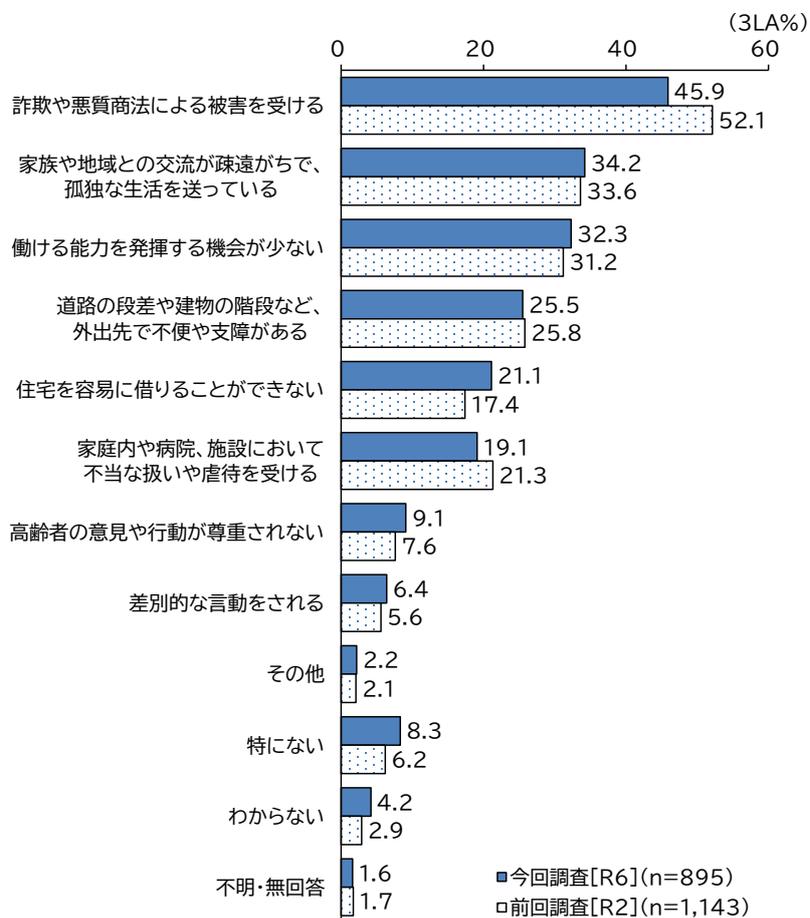
##### ※6 バリアフリー

生活の中で不便を感じる事、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくすこと。

点状ブロックやスロープといったハード面のバリアフリーと、不便を感じている人の身になって考え、行動を起こす心のバリアフリーがある。

市民意識調査結果

図8 高齢者の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。  
(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 5 障がいのある人

1981（昭和56）年の「国際障害者年」では、「完全参加と平等」というテーマが掲げられ、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることをめざすリハビリテーション<sup>※7</sup>の理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会をめざすノーマライゼーション<sup>※8</sup>の理念の浸透が図られ、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。

また、2006（平成18）年に国連で採択された「障害者権利条約」は、障がいのある人の尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。

わが国においても、2011（平成23）年の「障害者基本法」の改正以降、2012（平成24）年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成25）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行等、障害者施策に関する法整備が進められてきました。2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、市や事業者等に障がいのある人からの求めに応じた合理的配慮<sup>※9</sup>の提供が定められ、さらに、同法の改正（2024（令和6）年施行）により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

高知県は、2024（令和6）年に障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」、また、「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例（高知県手話言語条例）」を施行し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての県民が安心して豊かに暮らすことができる共生社会の実現に向けて取組を進めています。

本市においても、2016（平成28）年に、「高知市手話言語条例」を施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り組むとともに、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として包容される社会が実現されるよう、総合的な取組を推進しています。

### 「障がいの表記について」

本計画においては、障がいや障がいのある人の人権について、より身近に感じられることが理解の促進につながると考え、「障害」を「障がい」とする「ひらがな表記」を採用しています。ただし、法令等の名称や引用した文言が「障害」の場合は漢字表記としています。

なお、「障がい」の表記のあり方については、国において検討がなされており、その状況も勘案しながら対応していきます。

## (1)課題

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、障壁とを感じる時や場所、状況は、一人ひとり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らしい生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしながら支え合っていくことが必要です。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障がいのある人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「障がい・障がいのある人に対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」の回答割合が最も高く、次いで「障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされないために、社会参加しづらい」、「道路の段差や建物の階段など、外出先で不便や支障がある」の順となっています（図9）。

障がいのある人への差別禁止や合理的配慮の提供に関する法整備は進められてきましたが、障がいのある人に対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促進に向けた取組が必要です。

また、SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリー化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひとりの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いながら支援をしていく必要があります。

## (2) 取組方針

障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの特性を知り、合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいのある人が抱える困難を取り除き、社会参加を支援していきます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関する教育・啓発活動を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努めます。
- ・ 職員等に対し、合理的配慮の提供等に関する周知を図ります。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 関係機関と連携し、障がいのある人の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- ・ 障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能な限り自立した生活が送れるよう支援します。

### エ 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 関係機関との連携の下、障がいのある人が安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー等に向けた諸施策を推進します。
- ・ 障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- ・ 障がいのある人一人ひとりの特性を理解し、障がいのある人が働き続けられる環境づくりを支援します。

#### 用語解説

##### ※7 リハビリテーション

障がいをもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助のこと。

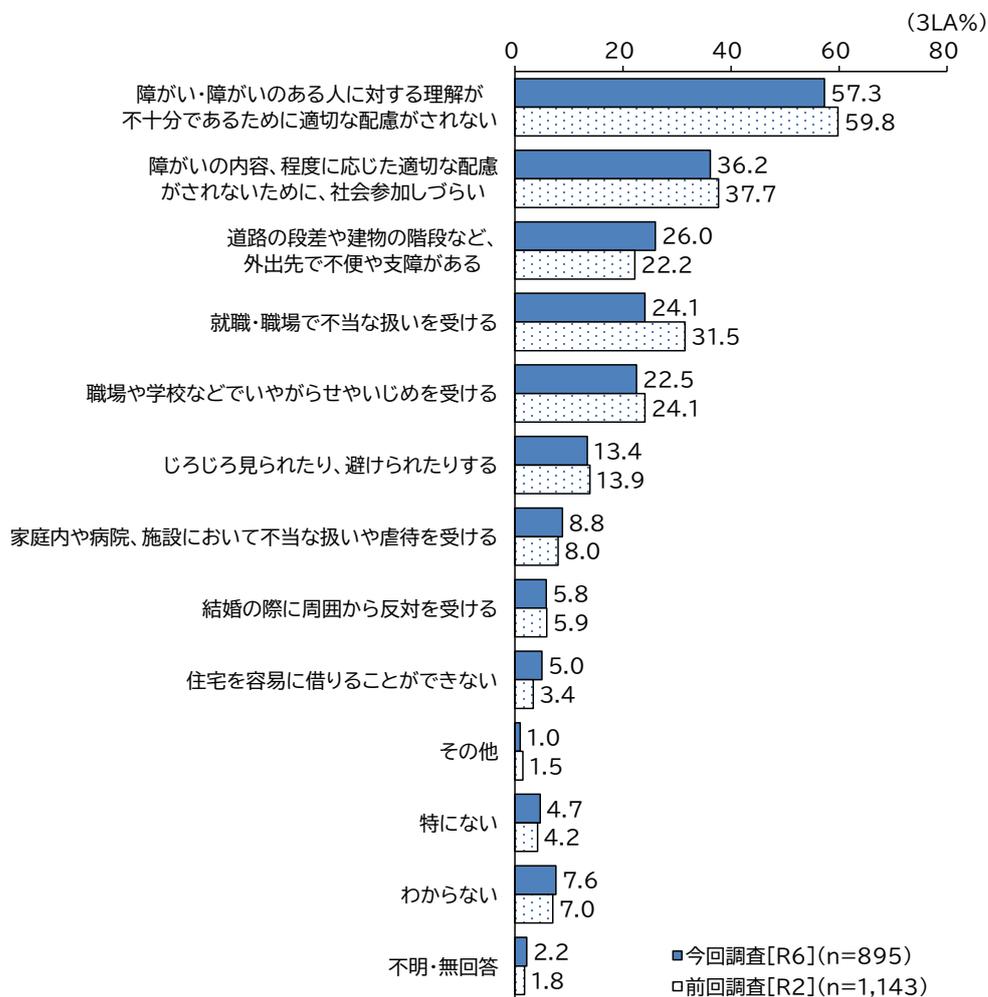
##### ※8 ノーマライゼーション

障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念のこと。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方のこと。

##### ※9 合理的配慮

障がいのある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

図9 障がいのある人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 6 外国人・外国にルーツのある人

今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、外国人と共に働くことも珍しくありません。また、日本には外国にルーツのある人がさまざまな理由で暮らしています。こうした人々の中には、言語の問題等から生活上困難に直面する人もいますと考えられます。

わが国では、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題や、外国人の就労に関わる差別をはじめ、さまざまな人権問題が存在しており、特に、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会問題化し、2016（平成28）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されるに至っています。

外国人住民の増加に伴い、国籍や民族等の異なる人々がお互いの文化や価値観の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする、多文化共生の取組が重要になっています。

高知県では、（公財）高知県国際交流協会を中心に、日本語講座や国際交流のイベントの開催等を通じて相互理解の促進を図るとともに、外国人や中国残留邦人<sup>※10</sup>、帰国生といった外国にルーツのある人が安心して暮らすことができるよう、2019（令和元）年に「高知県外国人生活相談センター」を開所し、生活等に関する相談事業を実施しています。また、「第2期高知県外国人材受入・活躍推進プラン」（令和6～9年度）を策定し、「外国人材から選ばれる高知県」になることをめざし、外国人材の受け入れや定着を促進しています。

本市の外国人住民数は、2024（令和6）年度末で2,393人となっており、増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、外国人労働者の受け入れや多文化共生の推進について、具体的な課題や必要施策についての研究・検討が必要であるという認識のもと、姉妹・友好都市との親善交流や、国際交流員として招致している外国青年活動を中心として、市民の諸外国への関心を高め、異文化への理解を深める取組等を進めています。また、中国残留邦人等に対しては、専門の相談員を配置し、生活の困りごとに関する相談対応や支援を行っています。

## (1)課題

今日、異なる民族や文化的背景をもつ人々が、同じ地域の住民として共に暮らすことは当たり前になってきており、産業における担い手不足や人口減少が深刻になっている状況の中、「外国人労働者の受入促進」と「多文化共生の推進」は、本市においても重要な課題となっています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外国人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「就職・職場で不当な扱いを受ける（例：技能実習生問題など）」、「保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」の順となっています（図10）。

外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するためには、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生の視点での工夫や配慮等、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、尊重し合う共生社会の創造が求められます。

また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によって外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。

## (2)取組方針

外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 市民一人ひとりが文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。
- ・ 姉妹・友好都市との相互交流等を通じて、文化の多様性への関心や理解を深めます。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語での情報発信に努めます。
- ・ 多文化共生の視点からの施策の研究・検討を行います。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 外国人や中国残留邦人等の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩み・困りごとについて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り相談機能の強化を図ります。
- ・ 帰国生や外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援します。
- ・ 外国にルーツのある子どもや保護者への支援に努めます。

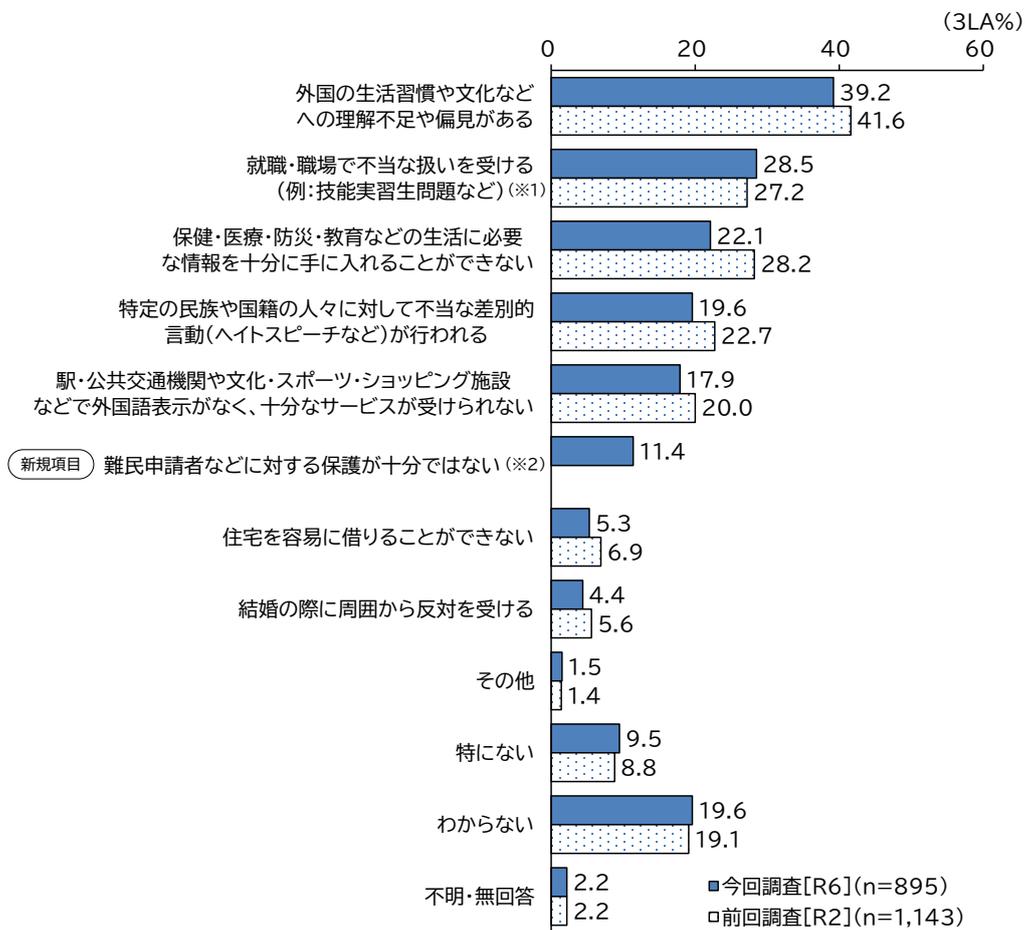
用語解説

※10 中国残留邦人

1945（昭和 20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）には、多くの日本人が居住していたが、ソ連軍の対日参戦で戦闘に巻き込まれ避難する中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられるなど、やむなく中国に残ることとなった人々のこと。

市民意識調査結果

図 10 外国人の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（〇は3つまで）



(※1) 前回調査では、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」としていた。

(※2) 前回調査では、「難民申請者などに対する保護が十分ではない」との回答項目は設定していない。

(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 7 感染症患者等

わが国における「らい予防法」によるハンセン病<sup>\*11</sup>患者の長期間にわたる隔離政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多大な苦痛と苦難を与えてきました。2019（令和元）年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族には補償金が支払われることになりましたが、今もなお、ハンセン病療養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別への不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。

私たちは今日も、さまざまな感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落とし、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。

実際、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染患者や医療従事者、その家族等に対して、不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。

こうしたことを受け、2021（令和3）年には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、感染患者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取扱いを受けることのないよう、感染症に関する知識の普及や、偏見や差別の防止に向けた情報発信といった、偏見や差別を防止するための規定が設けられています。

## (1)課題

1999（平成 11）年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群<sup>※12</sup>等の感染症の患者等に対するいわれの無い差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかかすことが必要である。」と記されています。

誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。

2024（令和 6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「感染者・医療従事者及びその家族などが差別や偏見にさらされる」の回答割合が最も高く、次いで「インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる」、「感染者が出た施設、学校、会社などが差別や偏見にさらされる」の順となっています（図 11）。

感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ適切に提供することが大切です。また、感染症に関する正確な知識の普及啓発を行い、すべての人がお互いを思いやりながら行動することが求められます。

市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にするためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。

## (2) 取組方針

感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認識の普及に努めます。

また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進していきます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 感染症に関する正確な情報の収集・分析及び提供に努めます。
- ・ 感染症や感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努めます。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- ・ 感染症患者等のプライバシーに配慮し、安心して受けることができる医療・検査体制の充実を図ります。

## 用語解説

### ※11 ハンセン病

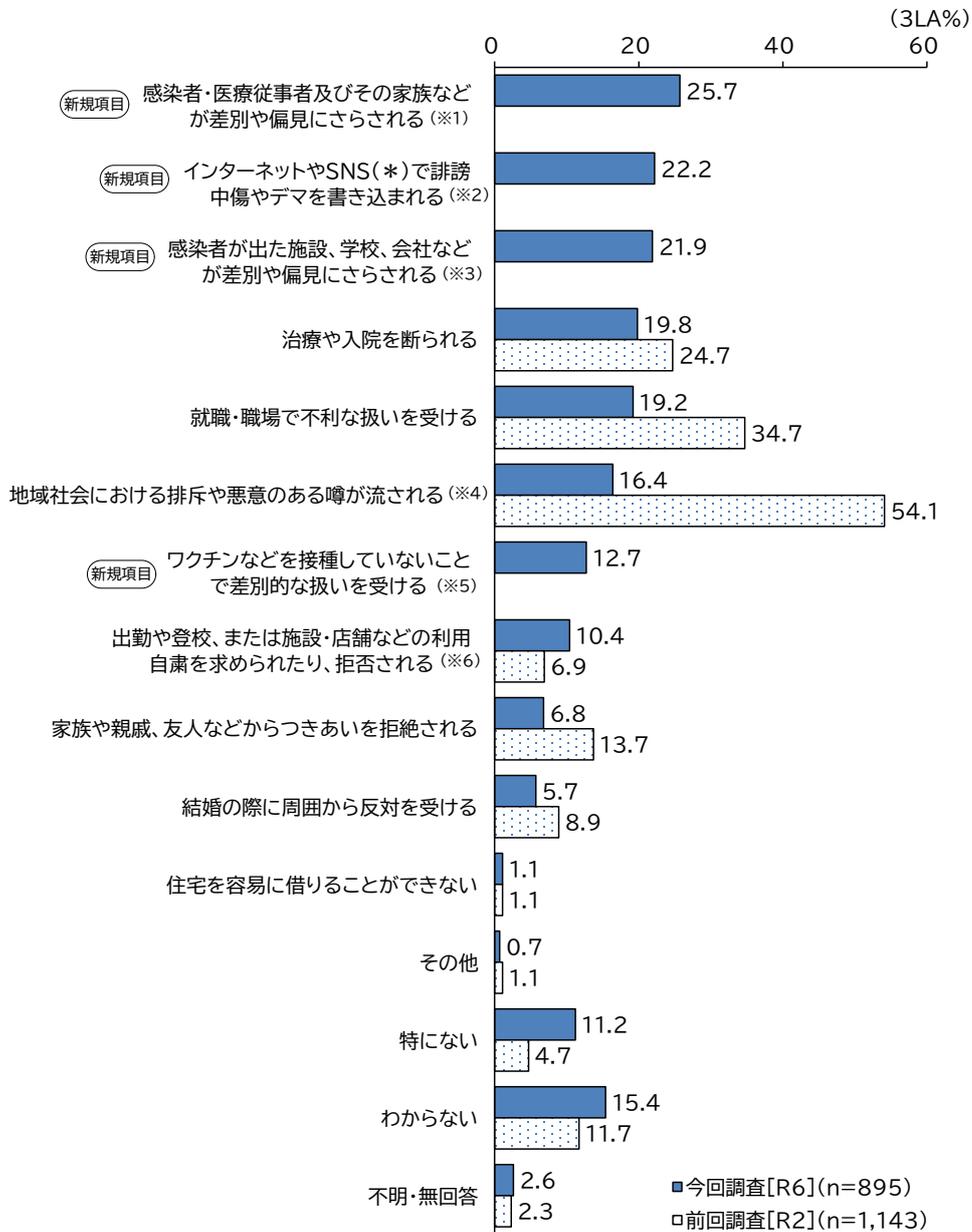
らい菌という抗酸菌がおこす慢性の感染症。  
過去には遺伝病と誤解されることや、恐ろしい病気として患者の強制隔離が行われることもあった。現在は、適切な治療により完治することができる。

### ※12 後天性免疫不全症候群（エイズ）

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染によって免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍が合併した状態。

市民意識調査結果

図 11 感染症患者などの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



\*SNS： YouTube・LINE・Instagram などインターネット上で他者と繋がることができるサービス

(※1) 前回調査では、「感染者・医療従事者及びその家族などが差別や偏見にさらされる」との回答項目は設定していない。

(※2) 前回調査では、「インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる」との回答項目は設定していない。

(※3) 前回調査では、「感染者が出た施設、学校、会社などが差別や偏見にさらされる」との回答項目は設定していない。

(※4) 前回調査では、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動をされる」としていた。

(※5) 前回調査では、「ワクチンなどを接種していないことで差別的な扱いを受ける」との回答項目は設定していない。

(※6) 前回調査では、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される」としていた。

(注) 複数回答のため合計は100%を超えます。

## 8 性的指向・性自認<sup>※13</sup>

性のあり方は、主に、「身体的な性（からだの性）」「性自認（こころの性）」「性的指向（好きになる性）」「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。

性のあり方に関しては、『LGBTQ+』ということばが、少数派の人々（性的マイノリティ）を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方にに基づき、『SOGI』を用いることが増えてきました。

わが国では、近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においても性的指向・性自認に配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

2023（令和5）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状から、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティの人々が直面する困難や差別を解消し、包括的な共生社会の実現をめざしています。

本市においても、2020（令和2）年11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言」を行い、同年12月に「にじいろのまち・職員ハンドブック」を策定し、2021（令和3）年2月には「高知市パートナーシップ登録制度<sup>※14</sup>」を導入するなど、さまざまな取組を推進しています。

## (1)課題

性的マイノリティの人口比率は、3～10%と推定されていますが、自らカミングアウト<sup>※15</sup>しなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別等を恐れて打ち明けられない人もいます。

そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかいも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ（性のあり方）を本人の許可無く公開する（アウティング）などのプライバシー侵害行為も問題となっています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、LGBTQ+等の性的マイノリティの人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備（トイレ、更衣室など）が整っていない」、「行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けることができない場合がある（住宅・医療・保険など）」の結果となっています（図12）。また、LGBTQ+等の性的少マイノリティの人権を守るために必要性が高いと思うことについては、「学校教育の中で、性的指向・性自認についての教育の充実や配慮を行う」の回答割合が最も高くなっています（図13）。

一人ひとりが尊重され安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、多様な性のあり方についての理解や制度の周知を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解消していく取組が必要です。

## (2) 取組方針

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決に取り組みます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。
- ・ 「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、市職員の意識啓発と適切な対応の推進に取り組みます。
- ・ 多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員に対し研修の実施や情報提供を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ パートナーシップ制度の周知や、性的マイノリティのニーズの把握に努めるなど、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を尊重する取組を推進します。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ 性的指向・性自認について、専門窓口を設置し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- ・ 性的指向や性自認に関する子どもたちの悩みに適切に対応していきます。

## 用語解説

### ※13 性的指向・性自認

「性的指向」はどのような性別の人を好きになるか、または好きにならないかという概念のこと。具体的には、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛等がある。

「性自認」は自分の性をどのように認識しているかという自己意識の概念のこと。

### ※14 高知市パートナーシップ登録制度

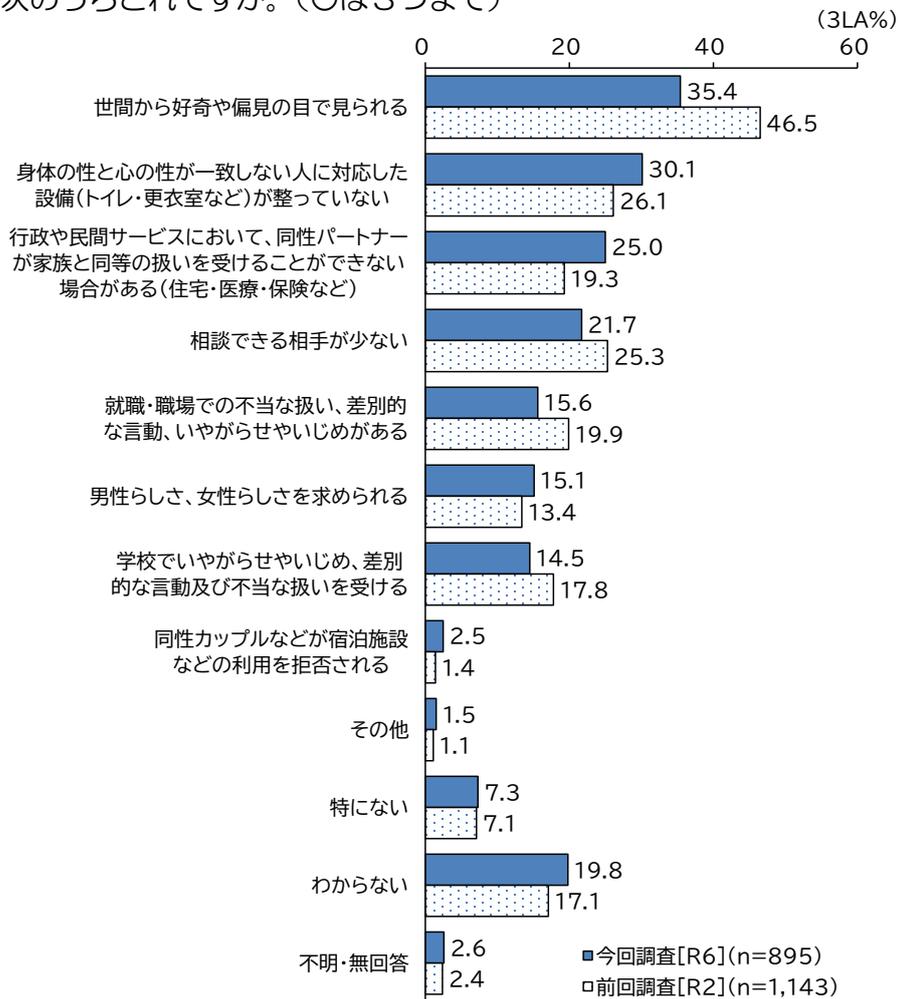
お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にある二人が、その関係性（パートナーシップ）を市に登録することができる制度。

### ※15 カミングアウト

これまで公にしていなかった自分の性的指向や性自認等を本人が表明すること。

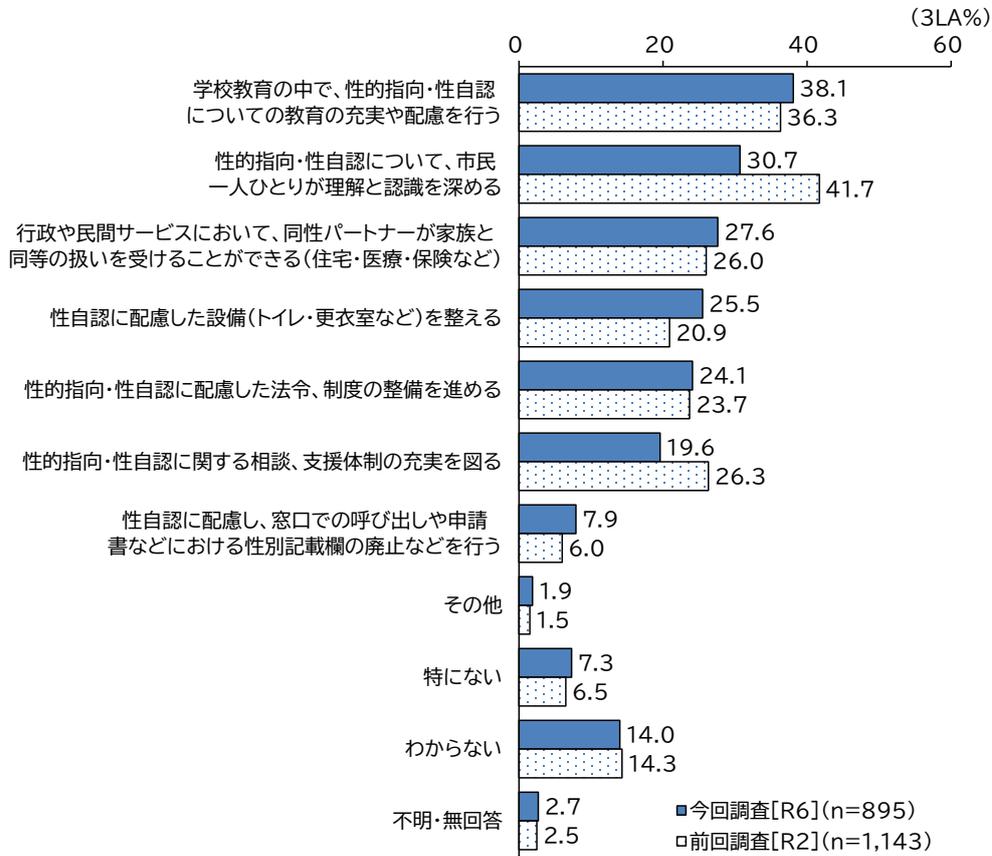
市民意識調査結果

図 12 LGBTQ+などの性的少数者の人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

図 13 LGBTQ+などの性的少数者の人権を守るために、あなたが現在、必要性が高いと思うものは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



## 9 職場（事業所）における人権

働くことは、人の人生や社会生活において大きなウエイトを占めており、人間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。

わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差等、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。

国では、2014（平成26）年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を2019（平成31）年4月から順次施行し、その中で、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られてきました。

また、2020（令和2）年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を策定し、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）に関する対策の強化も図られています。

### (1)課題

長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用等の賃金格差、男女間の不均等待遇等の問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、人権が侵害されたと感じた内容について、「職場における人権侵害」の回答割合が最も高くなっており（図14）、働く人々の人権を守り、安心して働くことができる環境づくりを推進する取組が必要です。また、職場における人権に関することで特に問題があると思うことについては、「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」の回答割合が最も高く、次いで「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており（図15）、働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。

## (2) 取組方針

すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事（ディーセントワーク）に従事することができ、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が実現した社会づくりをめざし、職場における人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 事業者等を対象とした人権研修会、啓発資料や情報提供等、啓発を推進します。
- ・ 事業者等の自主的・主体的な人権教育等に関する活動を支援します。
- ・ 事業者に対し、本人の資質等に関係のない不当な扱いやハラスメントの防止、相談窓口の設置、長時間労働防止に向けて働きかけていきます。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 事業者に対して、労働基準法等の関係法令や公益通報者保護制度等の周知・浸透を図ります。
- ・ 働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

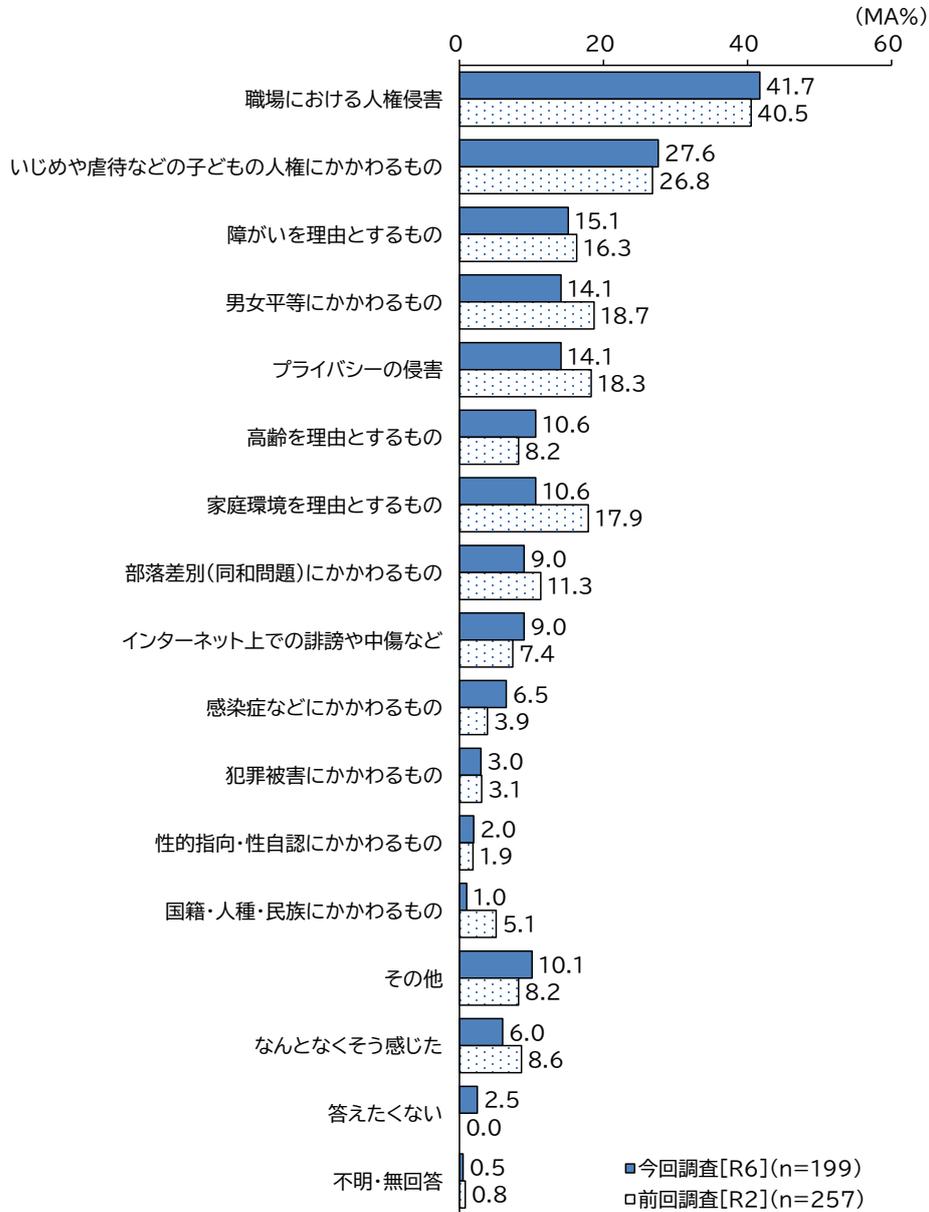
- ・ 職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するとともに、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。

### エ 安心して働くことができる職場環境づくり

- ・ 事業者に対して、育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけを行います。
- ・ 事業者のモデルになるように、市職員のワークライフバランスの推進に努めます。
- ・ 公共調達において、人権擁護活動推進事業所等に対する評価を優遇します。

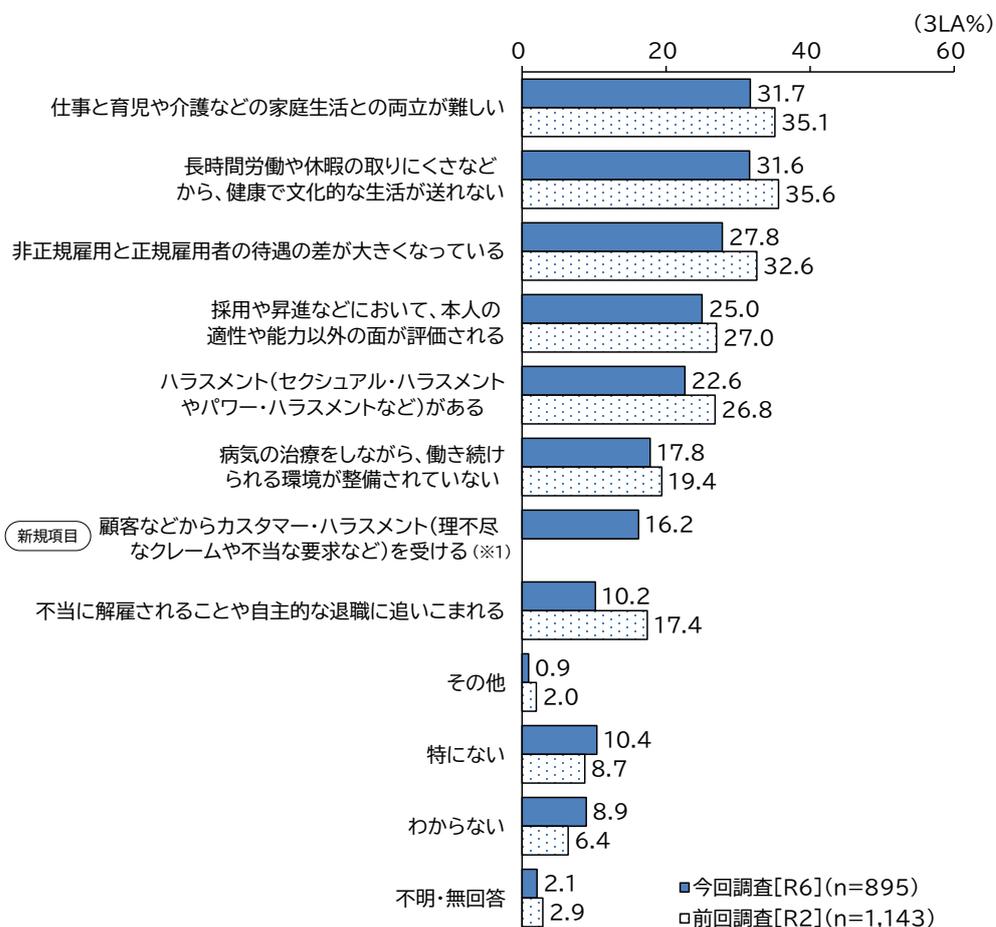
市民意識調査結果

図 14 あなた自身やご家族の人権が侵害された、あるいはそう感じたことがありますか。  
 (「ある」とお答えの方に) それはどのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

図 15 職場における人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 10 犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではなく、収入の途絶や医療費や弁護士費用等の経済的負担、捜査や裁判等での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道、いわれのないうわさや中傷、インターネットへの書き込み等によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻な問題です。

国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の取組が行われています。

また、高知県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020（令和2）年4月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

本市においても、「総合的対応窓口」において相談を受け、高知県警察やこうち被害者支援センター等の専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげています。2026（令和8）年4月には「（仮称）高知市犯罪被害者等支援条例」の制定を予定しており、犯罪被害者等へのさらなる支援の充実と体制の整備を図っていきます。

### (1)課題

私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。

犯罪被害者等が、名誉を傷つけられたり生活の平穏を脅かされたりするといった二次被害を生じさせないことが大切です。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、犯罪被害者等の人権に関することで特に問題があると思うことについては、「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない」の回答割合が最も高く、次いで、「犯罪による精神的・経済的負担が大きい」、「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害がある」の順となっています（図16）。

犯罪被害者等の被害の回復・軽減を図り、元の生活を取り戻すためにも、被害後のさまざまな費用の負担軽減や、相談窓口の周知等の支援の充実が求められています。

## (2) 取組方針

犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を推進します。

また、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、庁内支援体制の整備を行い、警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。

### ア 人権教育及び人権啓発

- 犯罪被害者等の人権擁護にかかる問題についての理解を深める啓発を推進します。
- 職員に対し、犯罪被害者等の支援に関する理解促進のための研修を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- 「総合的対応窓口」の周知に努めます。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

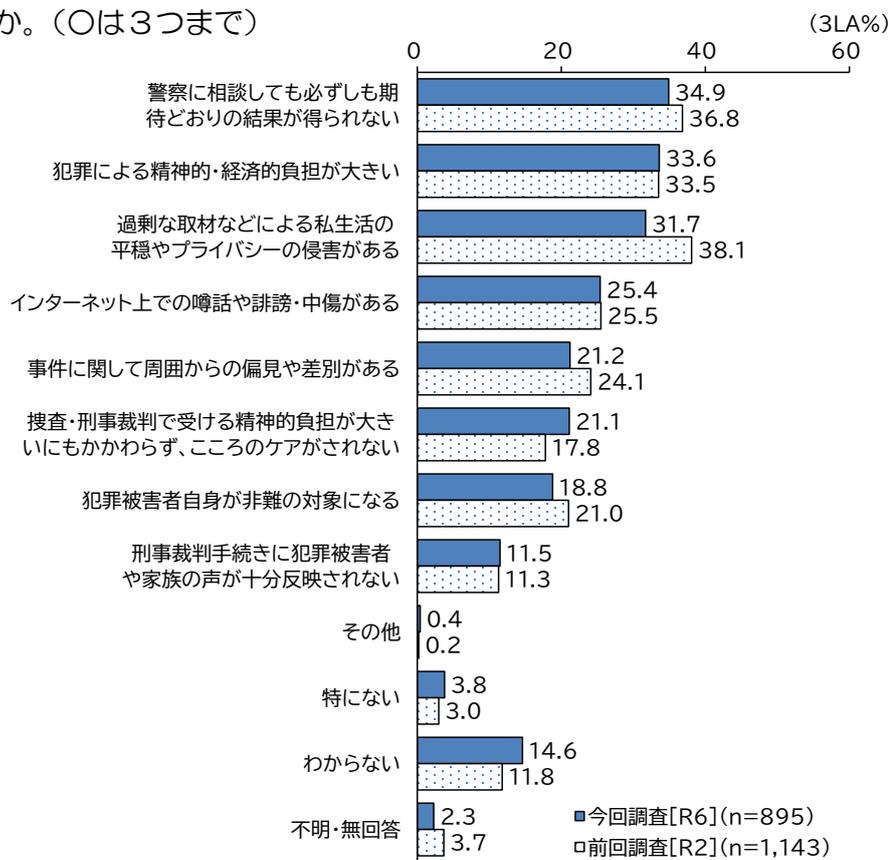
- 「総合的対応窓口」において相談に対応するとともに、専門の相談支援員の配置等による犯罪被害者等に寄り添った伴走支援体制の充実を図ります。
- 犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

### エ 関係機関への支援

- 犯罪被害者及びその家族、遺族に対する支援活動を行う関係機関を支援します。

市民意識調査結果

図 16 犯罪被害者などの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 11 さまざまな人権課題

社会にはさまざまな人権課題が存在しており、社会情勢の変化に伴って、多様な広がりを持つことから新たに生ずる人権課題にも目を向け、あらゆる人の人権に配慮していく必要があります。

こうした人権課題についても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、法改正や社会情勢の変化等、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応していくとともに、さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識が社会全体に浸透していくよう、啓発の取組を推進していきます。

### (1) アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとはいいがたく、迫害等により長く差別と困窮を強いられてきました。

2019（令和元）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」では、アイヌ民族が先住民族であることが初めて明記されました。また、アイヌ文化の振興や、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた施策を推進していくことが定められており、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが重要です。

### (2) 刑を終えて出所した人

2016（平成28）年に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、2017（平成29）年には、再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市でも、「高知市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に関する取組を進めています。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や、住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、きわめて厳しい状況にあります。刑を終えて出所してきた人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲はもとより、家族や職場、地域社会の理解と協力を促していくことが重要です。

### (3) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、わが国に対する主権侵害であるとともに、重要な人権侵害であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。被害者家族の高齢化が進む中、早期解決がより一層求められており、市民がこの問題についての関心や認識を深めていくための周知が重要です。

#### (4)ホームレス・生活困窮者

やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生しています。ホームレスの人々の人権擁護の推進のため、ホームレスや近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、状況に応じた啓発広報活動、人権相談等の取組が重要です。

また、経済的な困窮だけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立等、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しての支援も重要です。2017(平成29)年に施行された「生活困窮者自立支援法」において、生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならないとされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。

#### (5)人身取引(トラフィッキング)

2024(令和6)年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は63人であり、そのうち約9割が日本人です。

人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買等を目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が重要です。

## 【横断的な人権課題】

### 12 インターネットによる人権侵害

インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性の理解や、知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大している一方、近年は、情報の拡散力が高いSNSの登場により、個人やマイノリティの人々に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

また、インターネットは、災害発生時には有益な情報の発信・入手に有効な手段となりますが、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しています。

このように、インターネット上での人権侵害は、分野を問わず発生しているため、各人権課題と密接に関わる問題として横断的に捉える必要があります。

インターネットによる人権侵害への対策として、わが国では、特に子どもたちの安全を考慮して、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、さらに、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014（平成26）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

その後、さまざまな分野にわたる差別的書き込みの増加を受けて、2024（令和6）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報プラットフォーム対処法）」へと改められました。2025（令和7）年4月から施行されたこの法律では、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、対策の強化が進められています。

本市でも、誰もがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにするため、学校等における情報モラル教育を推進しています。また、インターネットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害について、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っています。

## (1)課題

インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害は、社会的問題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大時や災害発生時には、誤った情報が拡散されることによって、社会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事態を生じさせることも認識させられました。

2024（令和6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについて、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「犯罪行為をうながしたり、誘発するようなサイトが存在する」の順となっています（図17）。

インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。

また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の救済手段等についても検討が必要となっています。

## (2) 取組方針

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、各人権課題の理解の促進とともに、プライバシーや名誉の保護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

また、インターネット上で差別書き込みがあった場合には、関係機関と連携して対応します。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。
- ・ インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

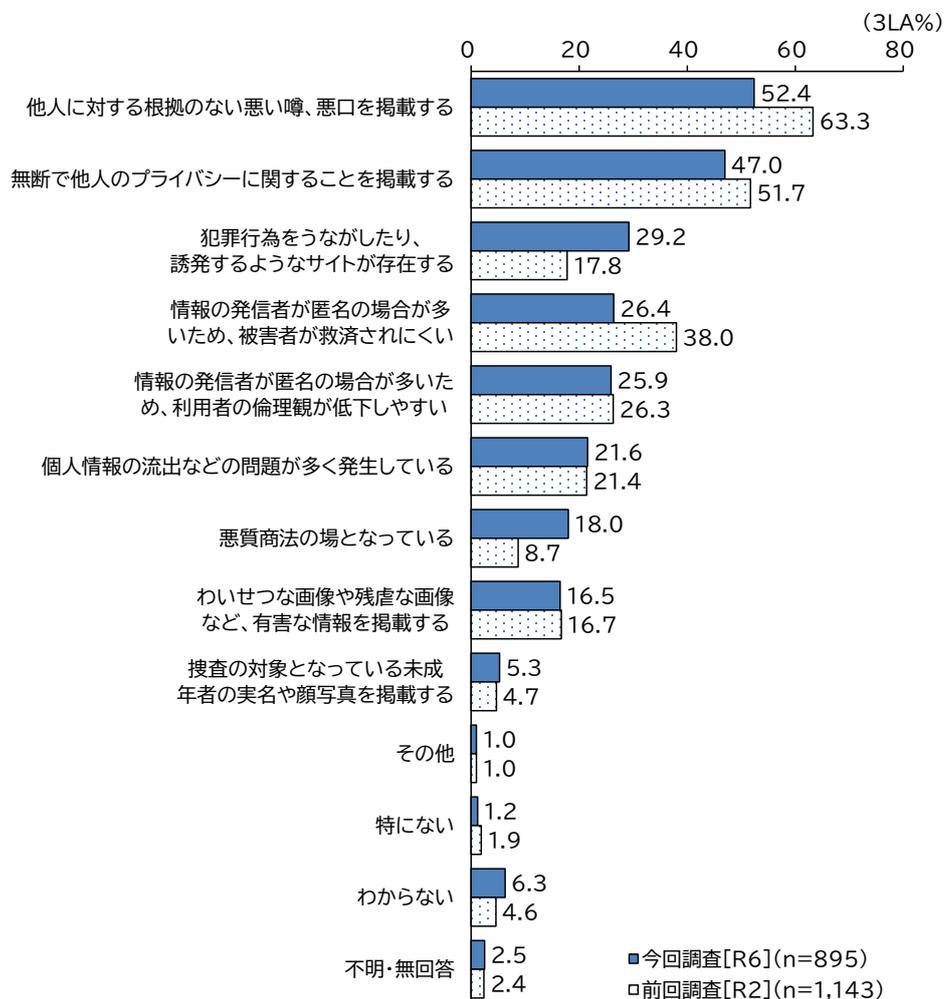
- ・ インターネットによる人権侵害について、発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼等、対応方法に関する情報提供や、相談・通報窓口の周知に努めます。

### ウ 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・ インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- ・ インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書き込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請を行うなど、適切に対応します。

市民意識調査結果

図17 インターネットによる人権侵害に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 13 災害と人権

地震や風水害等の大規模災害発生時には、すべての人が支援を必要とする立場になる可能性があり、また、平時には潜在化しているさまざまな人権課題が顕在化しやすい状況となります。

東日本大震災では、避難生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者<sup>\*16</sup>）への配慮が行き届いていない状況や、DVや性犯罪被害等が問題になりました。

わが国では、2005（平成 17）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第 3 次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しています。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、2025（令和 7）年に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行され、要配慮者や在宅避難者等、多様な支援ニーズに対応するため、「災害救助法」の救助に福祉サービスの提供等の福祉的支援の充実が明記されるなど、支援の考え方も、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へと転換されています。

本市においても、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合の防災対策に女性の視点を活かすため、2014（平成 26）年に、女性職員で構成された「高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会」を設置し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討しました。また、避難行動要支援者制度<sup>\*17</sup>にも取り組み、災害時に庁内関係部署及び庁外関係団体等が連携して、誰ひとり見逃さないという目標の達成に励んできたところです。

### (1)課題

災害時には、高齢者や障がいのある人等の要配慮者のみならず、女性、子ども、性的マイノリティ等さまざまな人への対応がより一層求められます。また、災害時の支援の在り方として、単なる物的・一時的な救助に留まらず、被災者が自ら生活を立ち上げるための活力を養う支援に取り組んでいく必要があります。

2024（令和 6）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、地震等の災害時における人権に関することで特に問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次いで「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な情報や支援が行き届かない」の順となっています（図 18）。

災害時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じることが必要です。

## (2) 取組方針

災害対策における多様性への対応の必要性について理解を広め、災害時の特別な状況においてもすべての人の人権が守られるよう適切な支援を実施していきます。

### ア 人権教育及び人権啓発

- ・ 災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を推進します。

### イ 人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・ 避難行動要支援者の名簿情報及び計画情報を、避難支援等関係者へ個人情報に配慮の上提供し、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげます。

### ウ 安心して過ごすことができ、生活を立ち上げる活力を養う避難生活の整備

- ・ 多様な視点による地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの作成や、多様な避難者を想定した訓練の実施を推進します。
- ・ 被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組「災害ケースマネジメント」を実施できるよう、平時から、全庁的な体制はもとより、県・関係民間団体との一体的な実施体制の構築に取り組んでいきます。

#### 用語解説

##### ※16 要配慮者

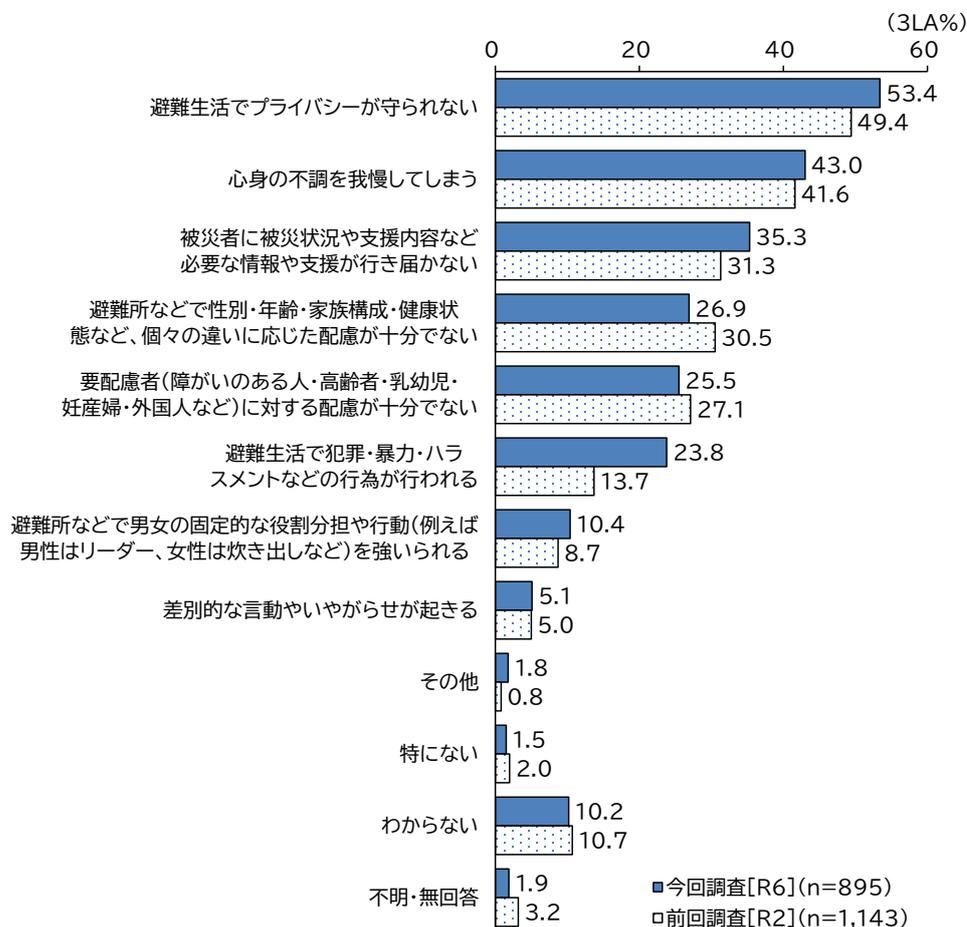
災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

##### ※17 避難行動要支援者制度

災害対策基本法に基づき、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）の情報を、避難支援等関係者へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげるもの。

市民意識調査結果

図 18 地震などの災害時における人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのは次のうちどれですか。(〇は3つまで)



(注) 複数回答のため合計は 100%を超えます。

## 第5章 基本計画の推進体制

### 1 推進体制等の整備

#### (1) 全庁的な体制による推進

「高知市人権施策推進本部」及び「高知市人権教育推進本部」の下、人権尊重のまちづくりをめざし、各部局間の連携を高め、人権課題に係る施策を推進するだけでなく、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。

#### (2) 国や県等行政機関との連携

本計画の実効性を高めるため、国や県等の各行政機関と連携を図りながら、効果的な人権施策を推進します。

#### (3) 市民や企業・関係団体等との連携

社会全体で人権問題に取り組めるよう、各地区の人権啓発推進委員会をはじめ、企業やNPO、関係団体等、さまざまな分野での連携を図ります。

また、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、市民一人ひとりの理解と協力を促進するために、本計画の趣旨が広く市民に浸透するよう周知を図ります。

#### (4) 「高知市人権尊重のまちづくり審議会」

有識者等で構成する「高知市人権尊重のまちづくり審議会」から人権に関する施策や先進的事例について、多様な視点から意見をいただき、施策の展開に反映していきます。

### 2 人権施策の点検と見直し

#### (1) 人権施策の取組の進捗管理

本計画に基づく具体的施策の実施状況を年度ごとに把握し、以後の計画推進に反映します。

#### (2) 「人権に関する市民意識調査」の実施

市民意識調査を定期的に行い、市民の人権に関する意識の変化や、市の取組に対する意見・ニーズ等の把握に努め、施策の推進や基本計画の改定に際する参考とします。

市民意識調査の結果はホームページ等で広く市民に公表します。

#### (3) 基本計画の見直し

社会情勢の変化に伴う、人権を取り巻く状況の変化を見据えながら、「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴き、人権に関する市民意識調査の結果等を参考として、必要に応じて見直しを行います。



# 参考資料

- ◆人権関係年表
- ◆世界人権宣言
- ◆日本国憲法（抄）
- ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）
- ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ◆部落差別の解消の推進に関する法律
- ◆高知市人権尊重のまちづくり条例
- ◆男女がともに輝く高知市男女共同参画条例
- ◆高知市手話言語条例
- ◆高知市個人情報保護法施行条例（抄）
- ◆高知市人権教育基本方針
- ◆高知市にじいろのまち宣言

# 人権関係年表

## 人権全般

(凡例 ◎：国際的な動き、○：国内の動き、●：高知県の動き、◆：高知市の動き)

年		主な動き
1948	昭 23	◎「世界人権宣言」採択
1979	昭 54	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」批准 ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」批准
1992	平 4	◆「地区人権啓発推進委員会」（旭街地区）設立 ※地域に根ざした啓発活動を行う市民主体の組織として、以後各地域で設立
1994	平 6	◎「人権教育のための国連 10 年」決議
1995	平 7	○「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」加入 ○「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 ●「高知県議会における人権宣言に関する決議」
1997	平 9	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」施行 ○『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定
1998	平 10	●「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行 ●『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画」策定
1999	平 11	○人権擁護推進審議会答申 ※人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について
2000	平 12	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」施行 ●「高知県人権施策基本方針」策定
2001	平 13	○人権擁護推進審議会答申 ※人権救済制度の在り方について
2002	平 14	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2005	平 17	◎「人権教育のための世界計画」採択 ◆「高知市人権教育・啓発推進基本計画」策定
2006	平 18	◆「高知市人権施策推進行動プラン」策定 ※2015（平 27）年「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更
2012	平 24	◆市内 26 行政区（大街）すべてで、地区人権啓発推進委員会が設立
2015	平 27	◎「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
2016	平 28	○「SDGs 推進本部」設置 ○「SDGs 実施指針」策定
2019	令元	◆「高知市人権尊重のまちづくり条例」施行
2020	令 2	○『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）」策定
2021	令 3	◆「高知市人権施策推進基本計画」策定

【各人権課題】

部落差別（同和問題）

年		主な動き
1965	昭 40	○「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策に関する答申（同和对策審議会答申）」
1969	昭 44	○「同和对策事業特別措置法」施行（～1979（昭54）年） ◆「高知市同和对策推進本部」設置 ※2002（平14）年「高知市人権施策推進本部」に改編
1979	昭 54	○「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行（～1982（昭57）年）
1982	昭 57	○「地域改善対策特別措置法」施行（～1987（昭62）年）
1987	昭 62	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（～1992（平4）年）
1992	平 4	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（～1997（平9）年）
1996	平 8	○地域改善対策協議会の意見具申
1997	平 9	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（～2002（平14）年）
2002	平 14	◆同和对策関連施策の見直し ※2022（令4）年の見直しに基づき、「同和对策関連施策～部落差別解消に向けた取組～」に名称変更
2016	平 28	○「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行

女性

年		主な動き
1955	昭 30	○「婦人の参政権に関する条約」締結
1972	昭 47	○「勤労婦人福祉法」施行
1975	昭 50	◎「国際婦人年」
1976	昭 51	◎「国連婦人の10年」（～1985（昭60）年）
1985	昭 60	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」批准
1986	昭 61	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1995	平 7	◎第4回世界女性会議において「北京宣言」採択
1999	平 11	○「男女共同参画社会基本法」施行
2000	平 12	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ◆「高知市男女共同参画推進プラン」策定
2001	平 13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行
2004	平 16	●「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行
2005	平 17	◆「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」施行

年		主な動き
2014	平 26	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更
2016	平 28	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行（～2026（令8）年）
2018	平 30	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2024	令 6	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
2025	令 7	○「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」施行 ※「女性活躍推進法」の有効期限を 2026（令和 8）年から 2036（令和 18）年に延長

## 子ども

年		主な動き
1947	昭 22	○「教育基本法」施行
1948	昭 23	○「児童福祉法」施行
1951	昭 26	○「児童憲章」制定
1979	昭 54	◎「国際児童年」
1994	平 6	○「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准
1998	平 10	◆「高知市子育て支援計画」策定 ※2005（平 17）年「高知市子ども未来プラン すくすくとさっこ 21」策定 ※2015（平 27）年「高知市子ども・子育て支援事業計画」策定
1999	平 11	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」施行
2000	平 12	○「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行 ○「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結
2003	平 15	○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行
2004	平 16	●「高知県こども条例」制定 ※2013（平 25）年に「高知県子ども条例」に改正・施行
2010	平 22	○「子ども・若者育成支援推進法」施行
2013	平 25	○「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平 26	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」締結 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」施行 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に変更 ◆「高知市いじめ防止基本方針」策定
2023	令 5	○「こども基本法」施行 ○「こども大綱」策定 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更

## 高齢者

年		主な動き
1963	昭 38	○「老人福祉法」施行
1971	昭 46	○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」施行
1986	昭 61	○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」に変更
1993	平 5	◆「高知市高齢者保健福祉計画」策定 ※2000（平 12）年「高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1995	平 7	○「高齢社会対策基本法」施行
1997	平 9	●「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
2000	平 12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2006	平 18	○「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 ※「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合
2024	令 6	○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」施行

## 障がいのある人

年		主な動き
1960	昭 35	○「身体障害者雇用促進法」施行
1970	昭 45	○「心身障害者対策基本法」施行
1981	昭 56	◎「国際障害者年」
1983	昭 58	◎「国連障害者の 10 年」（～1992（平 4）年）
1987	昭 62	○「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に変更
1993	平 5	○「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「障害者基本法」に変更
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 ◆「高知市障害者計画」策定 ※2018（平 30）年「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」策定
1997	平 9	●「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
1999	平 11	○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ※「精神薄弱」を「知的障害」に改める
2000	平 12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行

年		主な動き
2005	平 17	○「発達障害者支援法」施行
2006	平 18	○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 ※「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合
2012	平 24	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
2013	平 25	○「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行 ※「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更
2014	平 26	○「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
2016	平 28	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ◆「高知市手話言語条例」施行
2024	令6	●「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」施行 ●「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例（高知県手話言語条例）」施行

#### 外国人・外国にルーツのある人

年		主な動き
2012	平 24	○「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行 ※外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加
2016	平 28	○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」施行

#### 感染症患者等

年		主な動き
1953	昭 28	○「らい予防法」施行
1989	平元	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行 (~1999(平11)年)
1996	平8	○「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999	平11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
2001	平13	○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2009	平21	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行
2013	平25	○「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
2015	平27	◆「高知市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
2019	令元	○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

## 性的指向・性自認

年		主な動き
2004	平 16	○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2020	令 2	◆「高知市にじいろのまち宣言」
2021	令 3	◆「高知市パートナーシップ登録制度」開始
2023	令 5	○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

## 職場（事業所における）人権

年		主な動き
1946	昭 21	○「労働関係調整法」施行
1947	昭 22	○「労働基準法」施行 ○「労働者災害補償保険法」施行
1949	昭 24	○「労働組合法」施行
1959	昭 34	○「最低賃金法」施行
1966	昭 41	○「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」施行
1972	昭 47	○「労働安全衛生法」施行
1992	平 4	○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行
2008	平 20	○「労働契約法」施行
2014	平 26	○「過労死等防止対策推進法」施行
2019	平 31	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」順次施行
2020	令 2	○「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワハラ防止指針）」策定

## 犯罪被害者等

年		主な動き
1981	昭 56	○「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2000	平 12	○「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 ※証人への付添いや遮へい措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減、性犯罪の告訴期間の撤廃、検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等が付加された。
2001	平 13	○「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更
2005	平 17	○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画」策定
2008	平 20	○「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更
2020	令 2	●「高知県犯罪被害者等支援条例」施行

## さまざまな人権課題

年		主な動き
1997	平 9	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行
2002	平 14	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行
2003	平 15	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
2006	平 18	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2015	平 27	○「生活困窮者自立支援法」施行
2016	平 28	○「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」施行
2017	平 29	○「再犯防止推進計画」策定
2019	令元	○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」施行

### 【横断的な人権課題】

#### インターネットによる人権侵害

年		主な動き
2000	平 12	○「不正アクセス行為の防止等に関する法律（不正アクセス禁止法）」施行
2002	平 14	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
2009	平 21	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
2014	平 26	○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行
2025	令 7	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※法律名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報プラットフォーム対処法）」に変更

#### 災害と人権

年		主な動き
1962	昭 37	○「災害対策基本法」施行
1963	昭 38	○「防災基本計画」策定
2014	平 26	◆「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン」策定

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、

この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言

に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

1 すべての人、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第 23 条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第 25 条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第 26 条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

(基本的人権の享有)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2、3 項省略

(思想及び良心の自由)

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

ない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年法律第四百十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努める

とともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（平成二十五年法律第六十五号）

改正 令和3年6月4日法律第56号

令和4年6月17日法律第68号

## 目次

### 第一章 総則(第一条—第五条)

### 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)

### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

### 第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

### 第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会

生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令三法五六・一部改正)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と

している旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領

(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差

別に關する相談に的確に應ずるとともに、障害を理由とする差別に關する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(令三法五六・一部改正)

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に關する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に關する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(令三法五六・一部改正)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に關連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に關する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に關する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に關し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に關する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公

表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(令和五年政令第六〇号で令和六年四月一日から施行)

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

(平成二十八年法律第六十八号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第四条）

### 第二章 基本的施策（第五条—第七条）

### 附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とそ

の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### （基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### （相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図

るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

(関連)

衆議院法務委員会における附帯決議

(平成 28 年 11 月 16 日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

(平成 28 年 12 月 8 日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 高知市人権尊重のまちづくり条例

(平成 31 年 4 月 1 日条例第 15 号)

## 前文

「自由は土佐の山間より」と言われているように、私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地として知られています。土佐人ならではの枠にとらわれない豊かな想像力と、自由や権利を大切にす精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくりに大きく貢献しました。

自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかげがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。

私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切にし、助け合う、あたたかい社会をつくるために努力を重ねてきました。

しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。

このような状況の下、国は、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

誰もが自由で、一人一人尊厳ある存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければなりません。

ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を許さず、これを解消していくという決意の下、この条例を制定します。

## (目的)

第 1 条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識（以下「人権意識」という。）の高揚及び人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

## (基本理念)

第 3 条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。

## (市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必

な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということ認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第8条 市は、差別を解消するために必要な教育

及び啓発活動を行うものとする。

2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調査を行い、指導及び助言を行うことができる。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第10条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市人権尊重のまちづくり審議会を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市人権教育・啓発推進基本計画（平成17年8月策定）は、第7条第1項の規定により策定されたものとみなす。

# 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 78 号)

改正 平成 27 年 4 月 2 日条例第 38 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 8 条)
- 第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 9 条・第 10 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 11 条―第 22 条)
- 第 4 章 委員会の設置(第 23 条―第 31 条)
- 第 5 章 意見及び相談への対応(第 32 条・第 33 条)
- 第 6 章 雑則(第 34 条)
- 附則

## 前文

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、男女がともにかかわり、支えあって生きること、平和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に発揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化してい

る。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- (3) 市民 市の区域内(次号において「市内」という。)に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者

である営利を目的としない団体をいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市民一人一人が主体的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、組織の整備を行うとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、第1項の施策について、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう、就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育，社会教育その他の教育に携わる者は，それぞれの教育本来の目的を実現する過程において，基本理念に配慮するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等（性別による差別的取扱いの禁止等）

第9条 何人も，社会のあらゆる分野において，次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も，公衆に表示する情報において，性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第11条 市長は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，基本的な推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は，推進計画を策定するに当たっては，あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会(同条を除き，以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は，推進計画を策定するときは，市民等の意見が反映されるよう，必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は，推進計画を策定したときは，これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は，推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は，毎年，男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し，これを公表するものとする。

2 前項の報告書は，推進委員会の評価に付するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は，附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し，又は任命するときは，男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

(出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は，市が出資している法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)のうち規則で定めるものに対し，男女共同参画の推進に関し，必要に応じて報告を求め，又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は，学校教育，社会教育その他の教育及び学習の場において，男女共同参画の視点に立った取組が推進されるよう，環境の整備を行うとともに，当該取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する男女共同参画の推進等)

第16条 市は，事業者に対し，雇用の分野における男女共同参画を推進するため，情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

- 2 市は，個人で営む事業にその家族が従事する場合において，その家族が適正な評価を受け，経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう，情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は，事業者に対し，男女共同参画に関し，広報及び調査について協力を求め，並びに必要なに応じて報告及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第17条 市は，男女が家庭生活における活動と職場，地域等における活動を両立することができるよう，啓発及び情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への支援)

第18条 市は，男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め，対等な関係の下，妊娠，出産その他の性と生殖に関する事項につい

て、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(広報活動等の充実)

第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるものとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者を表彰するとともに、これを公表することができる。

(推進体制)

第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

#### 第4章 委員会の設置

(男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

(所掌事項)

第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べること。

べること。

(3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が諮問する事項

(組織)

第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進委員公募選考委員会の設置)

第26条 前条第2項第2号に規定する委員(次条において「市民委員」という。)の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会(以下「公募選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 公募選考委員会は、市民委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第28条 公募選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、公募選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進に関する表彰選考委員会の設

置)

第 29 条 第 21 条の規定により表彰すべき者（次条において「被表彰者」という。）の選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会（以下「表彰選考委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 30 条 表彰選考委員会は、被表彰者の選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第 31 条 表彰選考委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員の委嘱又は任命及び任期並びに表彰選考委員会の組織及び運営については、第 28 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 5 章 意見及び相談への対応

(意見申出への対応)

第 32 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出及びその対応について推進委員会に報告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項の申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第 33 条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 34 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市男女共同参画推進プランは、第 11 条第 1 項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 高知市手話言語条例

(平成 28 年 4 月 1 日条例第 42 号)

## 前文

「言語は我々の話をするための道具であるが、またむしろ考えるための道具である」とは土佐の先人、寺田寅彦の言葉であり、この文章は「聾啞(ろうあ)者には音響の言語はないが、これに代わるべき動作の言語がちゃんと具(そな)わっているのである」と締めくくられています。

手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する手話は、正にろう者が物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語で、これまで大切に受け継がれてきました。

しかし、過去には手話がこのような言語として広く社会に認められなかったことや、手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかったことから、ろう者は、必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。

これを機に、高知市では、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、お互いを尊重し合い、共生する地域社会を築いていくため、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってお互いを尊重し合い、共生する地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、商業その他の事業を行う者をいう。

## (手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、独自の言語体系を有する文化的所産である。

## (基本理念)

第4条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

## (市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の理解を推進するとともに、手話を使用する人が手話を使用しやすい環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

## (市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、第3条の手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

## (事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

## (施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会を拡大を図るための施策

2 市は、前項の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

# 高知市個人情報保護法施行条例（抄）

（令和5年1月1日条例第3号）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

（不開示情報としない情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「行政情報公開条例」という。）第9条第2号ウに掲げる情報（同号ウ（ア）に掲げる者の職名に係る部分を除く。）とする。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料については、納付を要しない。ただし、開示の実施の方法が、保有個人情報が記録された法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「地方公共団体等行政文書」という。）の写しの交付によるときは、当該交付を受ける者は当該写しの作成等に要する費用を負担しなければならない。

2 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取に要する費用は、無料とする。

3 実施機関は、特別の理由があると認めるときは、第1項ただし書の規定による費用の負担を免除することができる。

（審議会への諮問）

第5条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高知市個人情報保護運営審議会条例（令和5年条例第4号）第1条に規定する高知市個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

（1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2） 実施機関における個人情報の取扱いに関する規程その他運用上の細則を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

（3） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

（4） 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴く場合

（運用状況の公表）

第6条 実施機関は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について市民に公表するものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（高知市個人情報保護条例の廃止）

2 高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）は、廃止する。

（高知市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前にされた前項の規定による廃止前の高知市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 17 条の規定による開示の請求、旧条例第 27 条の規定による訂正の請求及び旧条例第 33 条の規定による利用停止の請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に行政情報公開条例第 19 条第 1 項の規定により置かれた高知市行政情報公開・個人情報保護審査会になされた諮問並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされた開示、訂正及び利用停止の請求に係る審査請求における諮問については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第 43 条の規定に基づきなされた苦情又は相談の処理については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第 3 項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前に旧条例第 42 条の高知市個人情報保護運営審議会の委員であった者の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

8 第 6 条の規定にかかわらず、令和 5 年度に行う令和 4 年度に係る運用状況の公表については、なお従前の例による。

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた旧条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）

（個人の秘密に属する事項が記録されたものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員

である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） この条例の施行の際現に旧条例第 15 条の規定に基づき受託業務等の処理に従事している者又は従事していた者

10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

11 前 2 項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

12 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高知市債権管理条例の一部改正）

13 高知市債権管理条例（平成 27 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

# 高知市人権教育基本方針

高知市教育委員会

平成14年4月1日策定

(令和3年4月1日改訂)

世界人権宣言には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。また、日本国憲法では、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的人権は、何人も侵すことのできない永久の権利として保障される一方で、基本的人権は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとされている。

現代社会にはなお、様々な差別や偏見が存在し、全ての人の基本的人権が守られているとは言えない状況にある。同和問題については、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」と明記され、国民一人一人の理解を深めるための教育及び啓発の必要性が改めて示されている。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」に続いて、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」や「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」等の法整備も進められ、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国民のさらなる努力が求められている。

このような状況の中、本市では、令和2年に「高知市にじいろのまち宣言」を行うなど、個性や多様性の尊重を基盤とした教育・啓発の一層の充実が望まれており、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、人権に関わるあらゆる問題の解決に引き続き努力していくことが必要である。

高知市教育委員会は、日本国憲法と、令和元年に施行された「高知市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、全ての人の人権が尊重される社会

の実現をめざし、人権教育を積極的に推進していくため、次の基本方針を定める。

- 1 憲法と教育基本法の精神に則り、様々な人権問題を解決する意欲と実践力を身に付け、人権尊重の精神に徹した民主的な人間を育成する。
- 2 学校教育においては、教育計画の中に人権教育を位置付け、指導方法の工夫・改善により、児童生徒が人権に関する正しい知識・技能・態度を身に付けるよう積極的に取り組む。
- 3 社会教育においては、市民の生活課題の解決と結びついた学習が実施できるよう多様な人権に関する学習機会を提供する。
- 4 生涯学習の視点に立って、あらゆる教育の場に人権教育を位置付け、全ての人々が人権問題を正しく認識し、自らの課題として解決にあたることができるよう努める。
- 5 学校教育や社会教育において効果的な人権に関する学習を推進するため、教材の整備充実を図る。
- 6 人権教育の推進体制を整備し、学校教育と社会教育が常に緊密な連携を図るとともに、関係機関等との協力を強め、総合的に人権教育を推進する。
- 7 人権教育を推進するうえで重要な役割を果たすべき、公務員、教育公務員、社会教育関係者等の指導力を向上させる。



## 高知市にじいろのまち宣言

～ 多様な性を認め合うまちへ～

にじいろのまちは、一人ひとりの性のあり方が尊重され、だれもがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちです。

高知市は、性のあり方に関わるあらゆる差別や偏見をなくし、だれもが自分らしく安心して暮らせる、そんなにじいろのまちをめざすことを、ここに宣言します。

令和2年11月24日

高知市長 岡崎誠也

